資料２－１

軽井沢町

緑の基本計画改定素案

（令和８年 10 月時点）

軽井沢町

目次

１．　はじめに 1

１－１．　計画改定の目的 1

１－２．　計画の位置づけ 2

１－３．　計画期間 2

１－４．　計画の対象とする緑 3

１－５．　国の近年の動向 4

２．　緑の現況と課題 5

２－１．　軽井沢町の概況 5

２－２．　軽井沢町の緑の状況 9

２－３．　軽井沢町の主要な緑と機能 18

２－４．　住民、民間の事業者や団体等との協働による緑の維持管理 27

２－５．　前計画の取組の成果 28

２－６．　緑に関する意向調査 31

２－７．　課題と計画改定の視点の整理 33

３．　計画の基本方針 35

３－１．　緑の基本理念 35

３－２．　緑の将来像 35

３－３．　緑の配置の基本方針 38

３－４．　緑の目標 39

４．　緑地の保全及び緑化の推進のための施策 40

４－１．　施策の体系 40

４－２．　施策の展開 42

５．　計画の実現に向けて 57

５－１．　計画の推進体制 57

５－２．　計画の進行管理 58

５－３．　計画の見直し 58

６．　参考資料 59

６－１．　改定の経緯 59

６－２．　国・県・町の上位関連計画の概要 61

６－３．　緑地一覧 66

1. はじめに

1－1．計画改定の目的

軽井沢町は、平成 12 年（2000）に緑の基本計画を策定し、国内有数の保健休養地として緑豊かなまちづくりを進めてきました。

策定から 20 年以上経過し、持続可能な社会の構築、都市の防災機能の向上の重要性が高まるなど、緑を取り巻く状況も大きく変化しています。令和５年（2023）に上位計画の「軽井沢町都市計画マスタープラン」、町の最上位の計画である長期振興計画（第６次計画）が策定され、令和６年（2024）に関連計画の「軽井沢町環境基本計画」が策定されました。また、「自然環境と景観を守るための宣言」を発表するとともに、「リジェネラティブ（再生型）なまちづくり」を推進しています。さらに長野県においては令和３年（2021）「信州まちなかグリーンインフラ推進計画」が策定され、各市町村が策定する緑の基本計画にグリーンインフラを位置づけ、その普及を図ることが目標として示されています。国からも同様に、緑の基本計画にグリーンインフラの取組を位置づけて、公園緑地のさらなる機能発揮を図り、さまざまな社会課題の解決につなげていくことが求められています。

このため、当町における緑を取り巻く状況の変化を捉え、上位・関連計画との整合も図りながら、緑の保全と再生、創出、利活用と共創を通じて、グリーンインフラとしての機能を十分に発揮させ、よりよいまちづくりの実現に向けて計画を改定します。

リジェネラティブ（Regenerative）とは

今の状態を守り、保つ、「持続可能」から一歩進み、自然、人・コミュニティ、経済といった資源を積極的に回復・再生することを目指す考え方です。

人が積極的に関わることで、以前よりももっと元気で、ずっと豊かな状態へと成長していけるのが「リジェネラティブ」です。



グリーンインフラとは

グリーンインフラ（GI）は、グリーンインフラストラクチャー（Green Infrastructure） の略で、社会資本整備や土地利用等において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市・地域づくりを進める取組です。

1－2．計画の位置づけ

本計画は、都市緑地法第４条第１項の規定に基づき定められた「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」です。

本計画は、国の都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（緑の基本方針）に基づき、「軽井沢町環境基本計画」、「長野県景観計画」との調和を保ち、「軽井沢町長期振興計画・基本構想」に沿って定め、「軽井沢町都市計画マスタープラン」に整合するものです。

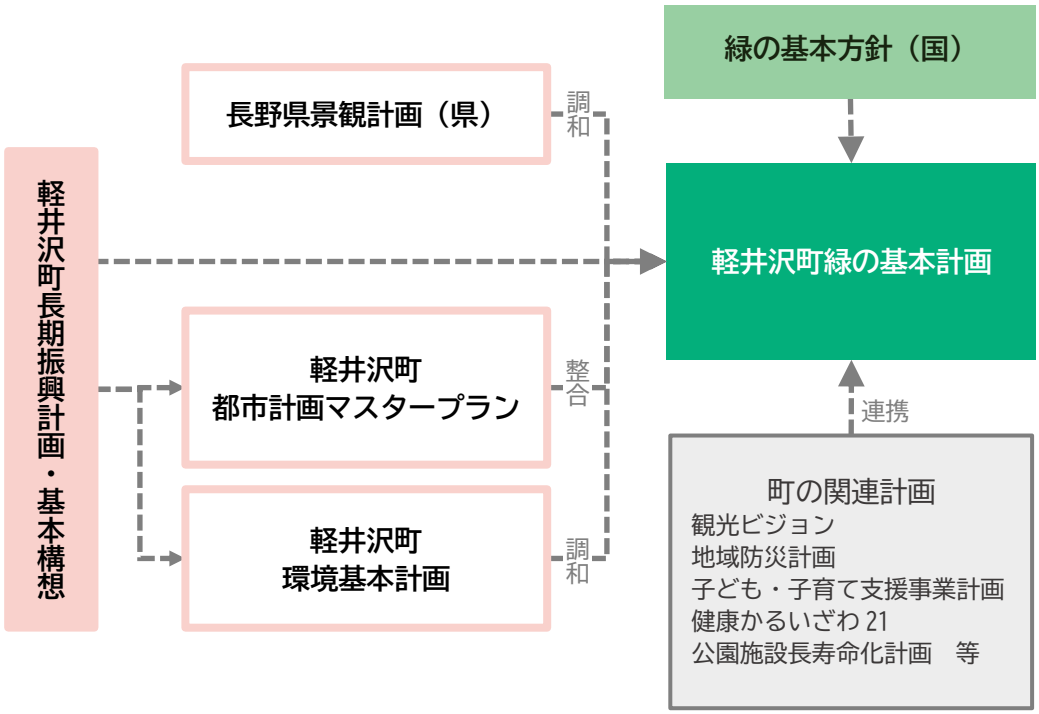

1－3．計画期間

本計画の目標年次は、「軽井沢町都市計画マスタープラン」の目標年次に合わせ、概ね 20 年後の令和 25 年（2043）とします。

＜本町の関連計画の目標年度＞

計画名	R9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
緑の基本計画	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■			
長期振興構想	■	■	■	■	■	■														
都市計画マスタープラン	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■			

１－４．計画の対象とする緑

本計画の対象とする緑は、山麓・公共施設・住宅の樹木や草花などの植物と、都市公園・民間の公開空地・河川・農地などの緑地・オープンスペース（建築物によって覆われていない公共空地）を対象とします。

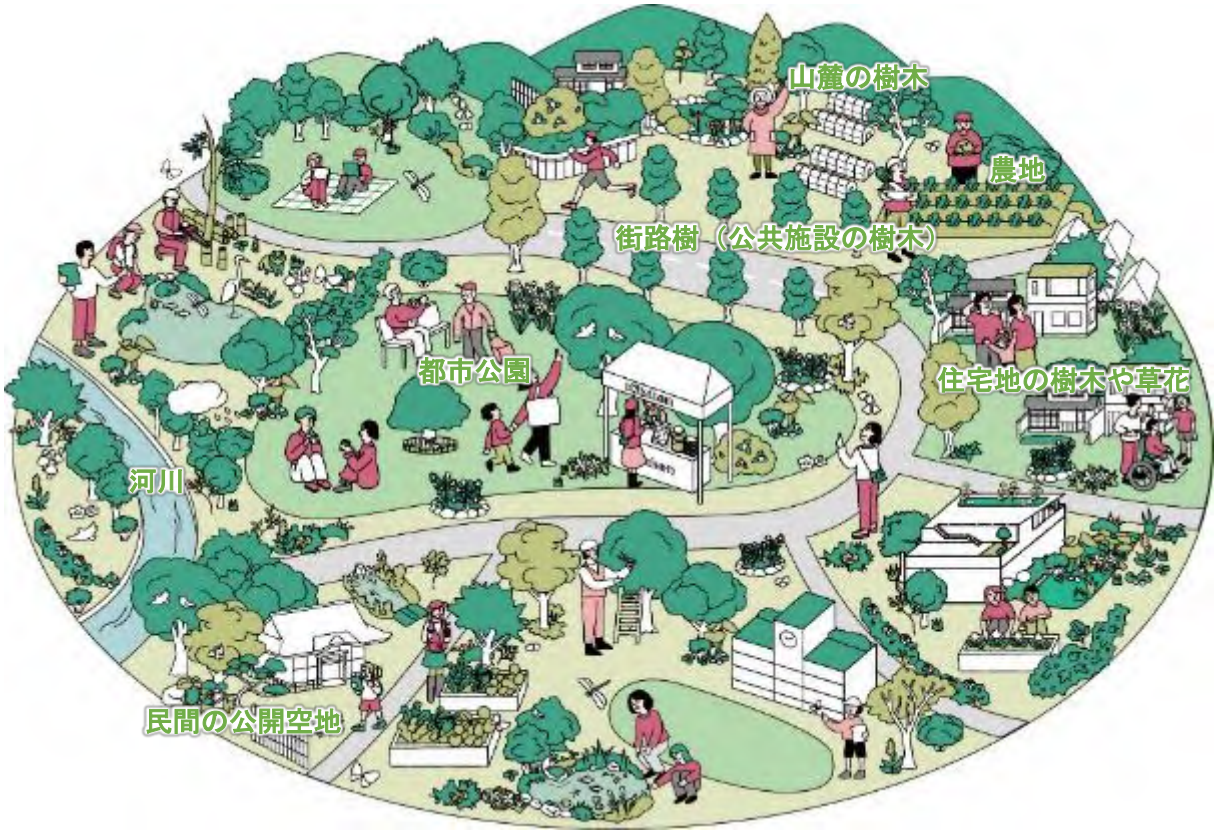

（国交省・緑の基本方針の概要ビジュアルのパーツを編集・加工して作成）

１－５．国の近年の動向

● グリーンインフラ推進戦略 2030

グリーンインフラの実装の進展や国内外の動向等を踏まえ、計画期間は 2030 年度までとし、「グリーンインフラの活用が当たり前の社会」、「自然共生社会」の実現を目指し、グリーンインフラの活用推進に関する基本的な方針を示しています。

● 都市緑地法等の改正

平成 29 年に都市緑地法等が改正され、民間活力を活かして、緑の整備・保全を効果的に推進する制度の拡充等が図られました。また、緑が持つ機能に対する期待の高まり、環境分野への民間投資の機運の拡大を背景に、令和６年（2024）に都市緑地法が改正されました。

・国が策定する緑の基本方針との連携
・特別緑地保全地区における緑地の再生・整備の推進
・民間事業者等による良質な緑地確保の取組を評価・認定する制度（TSUNAG）創設 など

● 都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（緑の基本方針）

国主導により戦略的に都市緑地を確保していくため、「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針」が令和６年（2024）に策定されました。

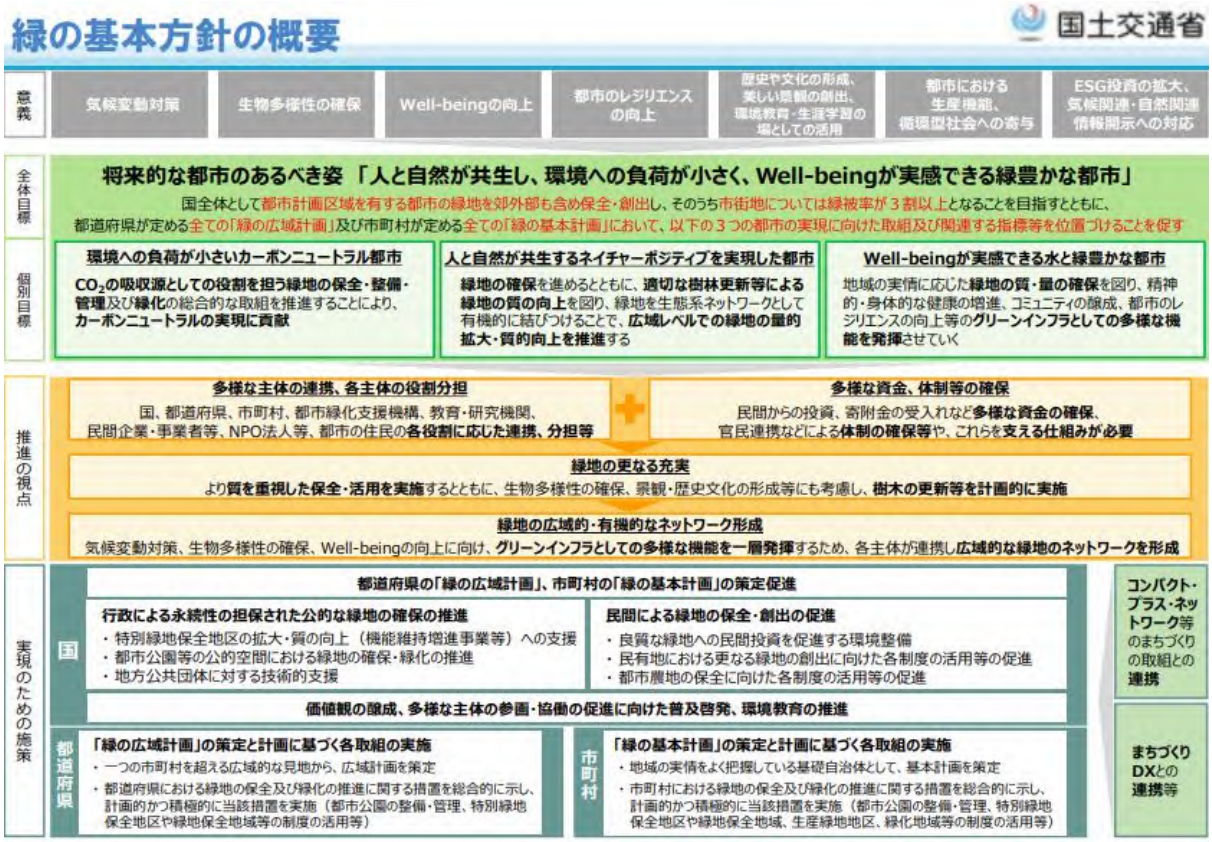

2. 緑の現況と課題

2－1．軽井沢町の概況

（1）位置・地勢

軽井沢町は長野県の東の玄関口に位置し、浅間山（標高 2,568m）の南東斜面、標高 900～1,000m 地点に広がる高原のまちです。

まちのシンボル的存在である浅間山は、日本を代表する三重式成層活火山で、昭和 40 年代（1965）までは毎年のように噴火活動を繰り返し、様々な奇勝を生み出してきました。

東から南にかけては、鼻曲山、留夫山、矢ヶ崎山、八風山などの 1,000m 級の山々が連なり、これらの山間を碓氷峠や入山峠、和美峠などが結んでいます。西側はなだらかな傾斜が続き、佐久平へと続いています。

また、東京から約 100km 圏域に位置しており、比較的容易に首都圏からアクセス可能となっています。



図　軽井沢町の地勢

（令和５年軽井沢町都市計画マスタープラン）

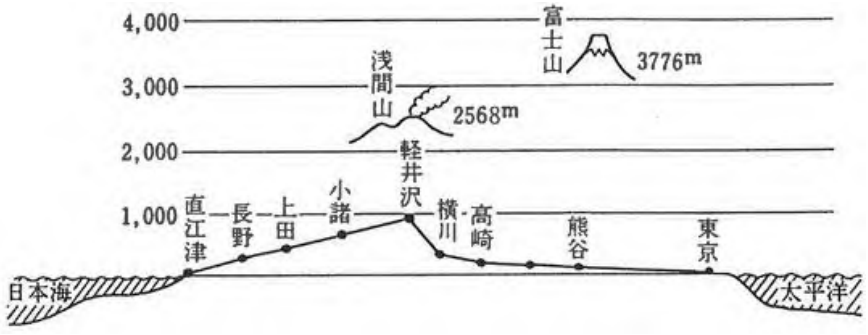

図　軽井沢町の標高

（平成 12 年軽井沢町緑の基本計画報告書）

軽井沢町は江戸時代から、中山道の浅間根越三宿(軽井沢宿、沓掛宿、追分宿)の地域と南部の田園地域の４地域で構成されていました。「軽井沢町都市計画マスタープラン」では、町が形成された経緯を踏まえ、町域を４区分（東地域、中地域、西地域、南地域)し、まちづくりの方針を設定しています。



図　地域区分

（令和５年軽井沢町都市計画マスタープラン）

なお、「第６次軽井沢町長期振興計画」では５つのエリア別（新軽井沢エリア、中軽井沢エリア、旧軽井沢エリア、追分エリア、南地区エリア）にビジョンをまとめ、地域住民とともに取り組んでいきたいことをまとめています。

（2）気象

● 気温

本町は、年間平均気温９℃前後の避暑地にふさわしい冷涼な気候です。夏は 30℃を超える日があるものの平均気温は 20℃前後と真夏でも比較的涼しく、冬は零下 10℃前後の厳しい寒さになることもあります。

本町の日平均気温は、100 年あたり約 1.5℃の割合で上昇しており、夏日になる日数も増加傾向にあります。（軽井沢町地球温暖化対策実行計画（区域施策編））

● 降雨・降雪

令和６年の年間降水量は 1,577.5 ㎜で県内では少雨地帯に属しています。しかし、６月～７月の梅雨期と９月前後の台風期には、前線の影響とあいまって大雨の発生のおそれがあります。

令和元年 10 月 12 日からの令和元年（2019）東日本台風の接近に伴う降雨では、一日の降水量が 314.5㎜ と記録的な大雨となり、土砂崩れ、道路冠水等大きな影響を受けました。（軽井沢町地域防災計画）

（3）人口

軽井沢町全体の人口を見ると、令和２年（2020）10 月 1 日現在の国勢調査においては 19,188 人で、前回調査時（平成 27 年〈2015〉10 月 1 日）と比較して 194 人増加しています。

「第６次軽井沢町長期振興計画」での将来人口シミュレーションによると、「令和 14 年（2032）の目標人口 20,700 人」と設定しています。

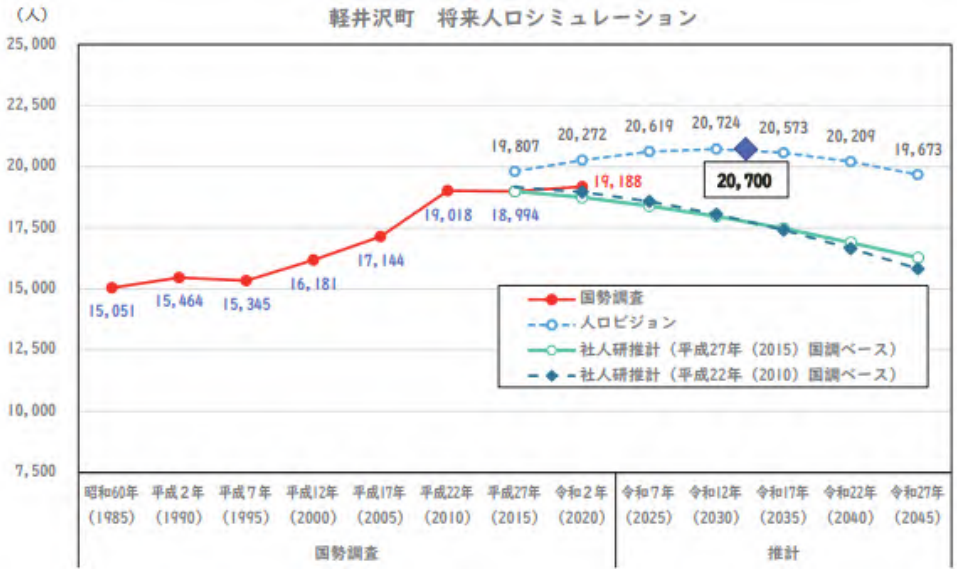

図　軽井沢町　将来人口シミュレーション

（第６次軽井沢町長期振興計画）

また、軽井沢町の特別な実情として、別荘が 15,000 件を超え、夏季の最盛期には人口が 10 倍近く膨れあがるといわれています。

（4）軽井沢町の都市計画

軽井沢都市計画区域は、町域の北側及び南側の国有林を除く区域に設定されています。第1種低層住居専用地域が都市計画区域の６割、用途地域内の８割を占め、しなの鉄道の軽井沢駅、中軽井沢駅、信濃追分駅の３駅周辺を日常生活の中心とした低層、低密度な市街地を形成しています。



図　用途地域指定状況
（令和５年軽井沢町都市計画マスタープラン）

（5）都市づくりに関する課題

「軽井沢町都市計画マスタープラン」で挙げられている軽井沢町の都市の課題は、緑を活用することで対応・改善を図るべき課題としても認識しておく必要があります。

①人口減少や少子高齢化社会に対応した都市づくり
- ・今後見込まれる人口減少や少子高齢化社会に対応した都市づくり

②自然環境の保全を前提とした都市づくり
- ・町の緑豊かな自然環境の将来への継承

③美しい自然環境や街並み景観の維持・保全
- ・地域住民と協力した良好な景観の維持・保全や街並み形成

④商業地における既存商店街の衰退・空洞化への対応
- ・商店街の衰退や空洞化への対応

⑤別荘地の適正管理による維持・保全
- ・樹林地としての自然環境や景観に配慮した別荘地の適正な維持管理

⑥効率的な道路ネットワークの構築
- ・効率的な道路ネットワークの構築、歩行者・自転車のための道路整備

⑦道路混雑への対応や環境に配慮した都市づくり
- ・町内の自動車交通量や二酸化炭素排出量を減らすための取組

⑧自然災害リスクの軽減、土砂災害への対応
- ・浸水被害や土砂災害のリスク回避、安全安心を重視したまちづくり

２－２．軽井沢町の緑の状況

（１）土地利用状況からみた緑の面積

都市計画基礎調査における緑地の面積は 10,846.7ha であり、行政区域面積 15,603.0ha に占める割合は 69.5%となっています。都市計画区域内の緑地 3,669.9ha のうち、最も多くを占めているのは「樹林地」で 2,803.6ha(76.4%)となっています。

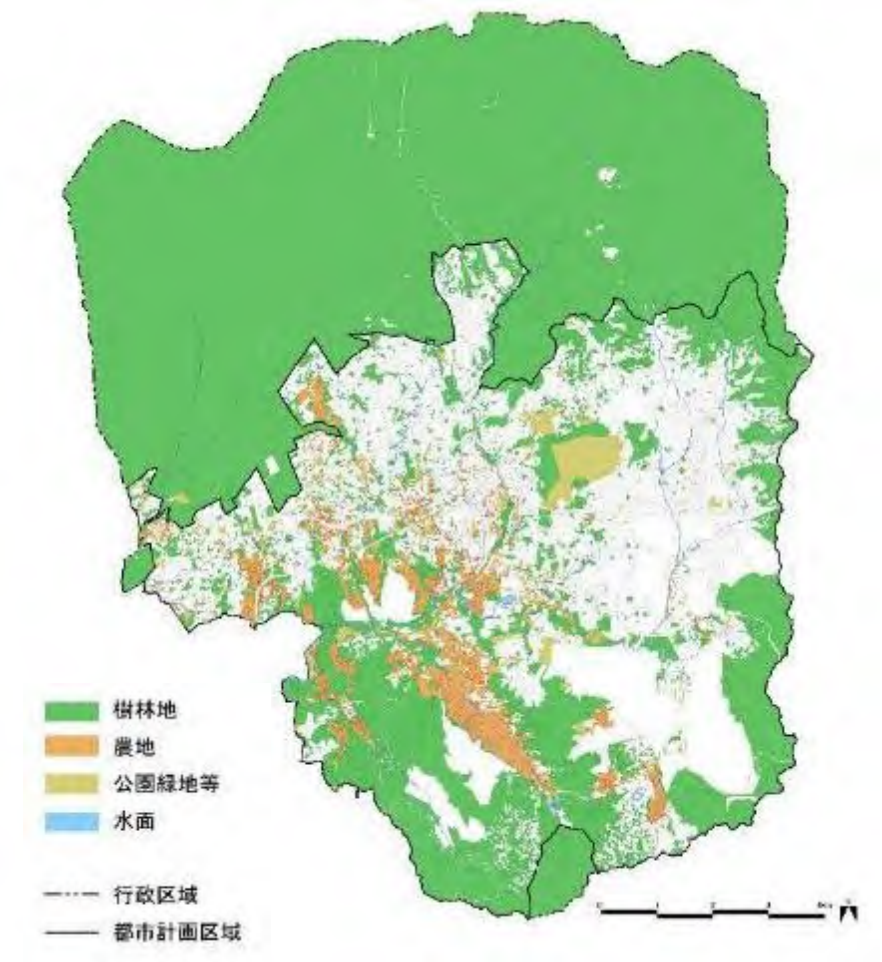

図　緑の状況

表　緑の面積

（単位：ha）

	緑被地面積				水面面積
		樹林地	農地	公園緑地等	
都市計画区域	3,669.9	2,803.6	499.4	366.9	80.2
都市計画区域外	7,176.8	7,169.2	2.9	4.7	5.8
合計（行政区域）	10,846.7	9,972.8	502.3	371.6	86.0

（令和７年度都市計画基礎調査）

※公園緑地等は、土地利用現況図における用途分類が「その他自然地」及び「公共空地」である敷地。

国土数値情報土地利用細分メッシュデータによると、行政区域面積のうち自然的土地利用は86.8%であり、このうち「森林」が73.6%と最も多くなっています。

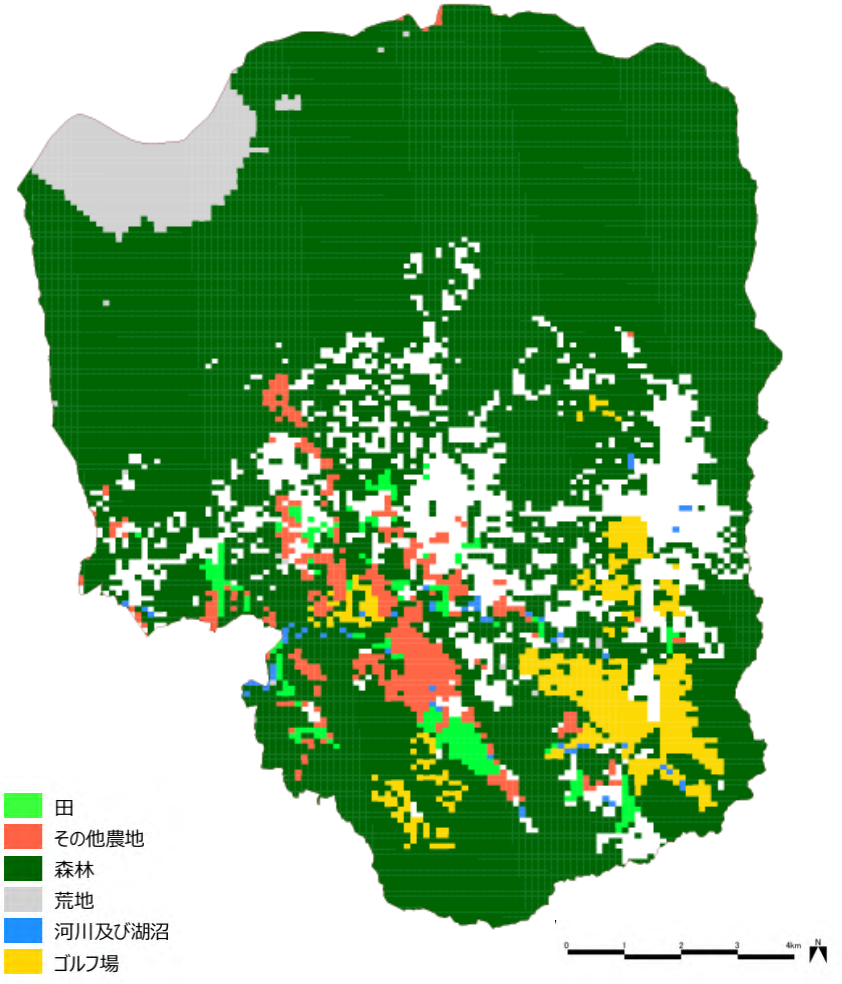

図　自然的土地利用の現況

（国土数値情報土地利用細分メッシュデータ（令和３年度））

※調査法や調査時期が異なるため、国土数値情報土地利用際分メッシュデータと都市計画基礎調査の数値は異なる。

（2）都市公園の整備面積

軽井沢町は、合計 20 か所、面積 299.16ha の都市公園を都市計画決定しており、そのうち 15 か所、面積 130.05ha（整備率：43.5%）を開設しています。

都市計画決定後長期間経過している未整備公園が５か所あり、これらの公園計画区域内の多くは買収が必要な民有地です。

表　都市公園の整備状況

種別・名称				計画決定（ha）	現況量（ha）	整備率（%）
基幹公園	住区基幹公園			11.36	9.16	80.6
		街区公園		4.06	3.36	82.8
			愛宕山公園	0.40	0.00	
			諏訪の森公園	0.30	0.30	
			雲場公園	0.16	0.16	
			南原公園	0.30	0.00	
			狩野公園	0.24	0.24	
			追分公園	0.58	0.58	
			北野沢原公園	0.18	0.18	
			西野沢原公園	0.13	0.13	
			借宿公園	0.25	0.25	
			追分中央公園	0.19	0.19	
			長倉北公園	0.23	0.23	
			浅間ふれあい公園	1.10	1.10	
		近隣公園		2.70	1.20	44.4
			南ヶ丘公園	1.50	0.00	
			長倉公園	1.20	1.20	
		地区公園		4.60	4.60	100.0
			矢ケ崎公園	4.60	4.60	
	都市基幹公園			144.00	15.49	10.8
		総合公園		113.30	15.50	13.7
			南軽井沢公園	74.20	0.00	
			風越公園	39.10	15.49	
		運動公園		30.70	0.00	0.0
			雨宮公園	30.70	0.00	
特殊公園（風致公園）			離山公園	137.80	99.4	72.1
都市緑地			湯川ふるさと公園	6.0	6.0	100.0
公園・緑地合計				299.16	130.05	43.5

（令和７年度都市計画基礎調査、町資料）

（3）緑地の面積

都市公園を含め、自然公園や河川など、施設整備や法規制等により確保されている緑地の面積は、都市計画区域で約 4,648ha、市街地（用途地域内）で約 2,651ha です。

表　緑地の整備現況

		市街地（用途地域内）	都市計画区域
		面積(ha)	面積(ha)
施設緑地	都市公園	130.05	130.05
	公共施設緑地	9.60	10.16
	民間施設緑地	696.00	918.20
	合計	835.65	1,058.41
地域制緑地	農業振興地域内の農地	0.00	432.00
	地域森林計画対象民有林	1,572.07	2,888.43
	保安林	217.23	555.61
	水面（河川、湖沼等）	55.90	80.20
	風致地区	183.90	183.90
	自然公園	766.14	777.34
	地域制緑地間の重複	854.45	1,205.52
	合計	1,933.51	3,707.59
施設・地域制間の重複		117.56	117.56
緑地総計		2,651.60	4,648.45
割合		42.2% （用途地域面積：6,288ha）	56.0% （都市計画区域面積：8,301ha）

（都市計画基礎調査、軽井沢町農業振興地域整備計画、長野県民有林の現況、町資料）

※施設緑地とは公共施設等として管理される緑で、都市公園、公共施設緑地（運動場、教育施設グランド、児童遊園等）、準公共的施設緑地（市民緑地）、民間施設緑地（社寺境内地、ゴルフ場等）に分けられます。

※地域制緑地とは土地利用コントロールで確保される緑で、法によるもの、協定によるもの、条例等によるものに分けられます。

（4）植生

都市計画区域内には、カラマツ、アカマツ、スギ・ヒノキ等の植林地と、クリ・ミズナラ、クヌギ・コナラ等の二次林が植生の大部分を占めています。

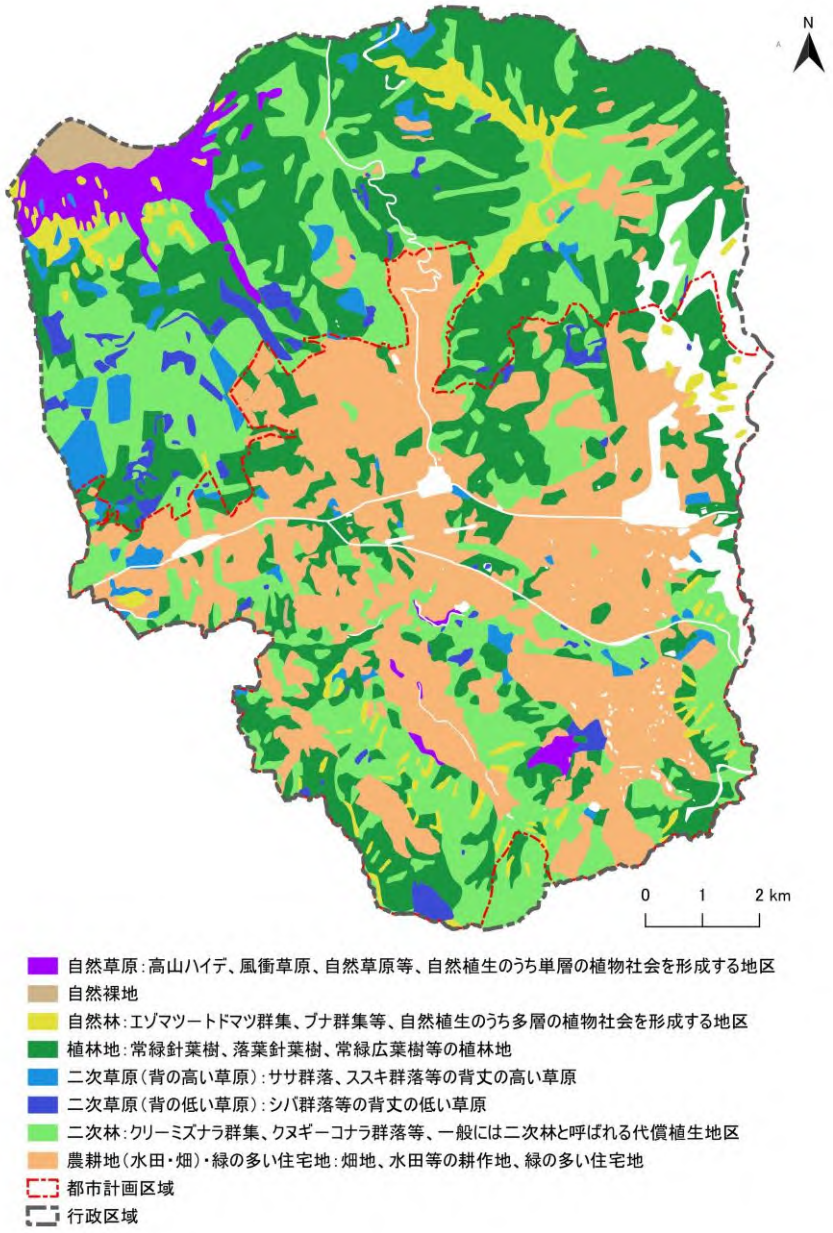

図　現存植生図

（環境省 環境ジオポータルのデータから作成、調査実施年度：昭和 54（1979）年～平成 10（1998）年度）

（5）まちなかで目にする緑

人が歩行時や日常生活において目にする緑の豊かさについて、街路樹の維持管理、公共施設整備に伴う緑化、民有地の緑化などにより、駅周辺では歩く人々に快適な景観を提供されています。



▲中軽井沢駅



▲信濃追分駅周辺



▲国道 18 号（中軽井沢駅周辺）



▲軽井沢本通り

一方、旧軽井沢銀座通りでは敷地に余裕が少なく、あまり緑化がされていない状況です。



▲旧軽井沢銀座通り

（6）河川水系

軽井沢町は千曲川水系に含まれており、その支流である湯川水系と濁川水系に区分されます。湯川水系が軽井沢町の総面積の約 93%を占めており、湯川が町の主要河川となっています。

浅間山麓からは濁川、千ヶ滝・湯川本流及び矢ヶ崎川が、南部山岳地からは泥川、発地川、茂沢川が流下しています。

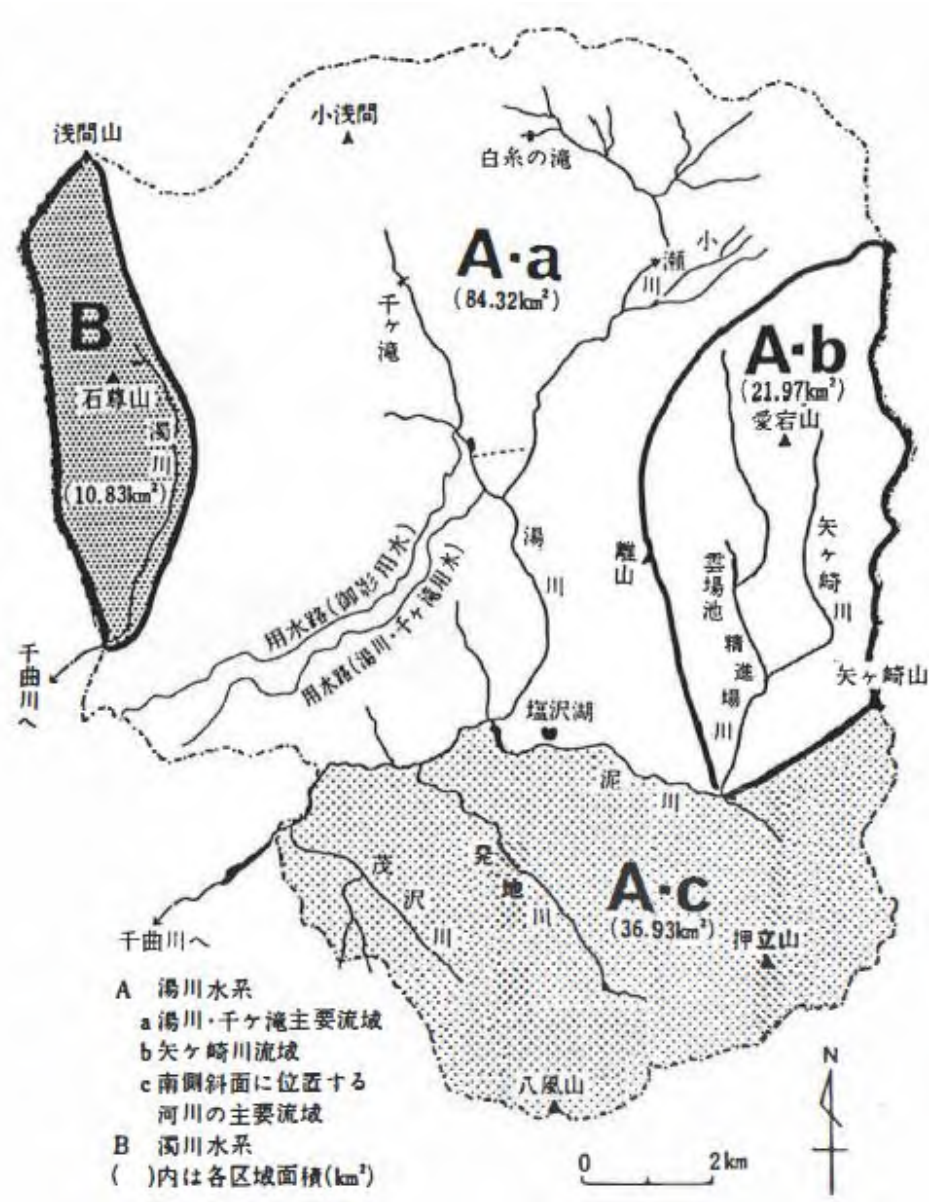

図　河川水系

（軽井沢町誌（自然編））

（7）生き物の生息状況

軽井沢町は、国内の三大野鳥生息地として知られるなど、多様な動植物が生息・生育する地域です。文献調査によると、動物 749 種、植物 1,492 種が確認されています。

表　文献調査により確認された生物種数

項　目	確認数			重要種※1	外来種※2
	目	科	種		
哺乳類	10	16	23	4	3
鳥　類	17	46	141	39	3
両生類	2	6	10	3	0
爬虫類	1	2	6	0	0
魚　類	4	8	17	8	3
昆虫類	15	114	552	60	9
植　物	50	150	1,492	356	134

※1　重要種の選定基準：環境省「レッドリスト 2020」／長野県レッドリスト（動物編）2015／長野県レッドリスト（植物編）2014／種の保存法（国内希少野生動植物種）／長野県希少野生動植物保護条例／文化財保護法／長野県文化財保護条例／自然公園法（上信越高原国立公園指定植物、植物のみ）

※2　外来種の選定基準：国立環境研究所「侵入生物データベース　日本の外来種 全種リスト」／外来生物法（特定外来生物、生態系被害防止外来種リスト）

（軽井沢町環境基本計画）

森林の中に別荘地や居住地がある軽井沢町では、野生生物の住みかと人の生活圏が重なっていることから、野生生物（クマ、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等）による被害もたびたび発生しています。

（8）軽井沢町の緑の歴史文化

軽井沢町は、豊かな緑を背景に保健休養地としての歴史を歩んできました。しかし町の緑は元々あったものではなく、人工的に造成され、適切な管理のもとで、明治から続く保養文化のシンボルとして、住民との協働によって維持されてきました。

● 明治～昭和前期

明治の初め頃は、軽井沢町の平地の多くは草原や湿地でした。その後、当初は、農耕地や牧場を作るための防風林として、先人たちが何度も失敗を繰り返しながらカラマツ等の植林を続けました。

明治期に欧米から訪れた宣教師等によって軽井沢町の冷涼な気候や風土が避暑地に適しているとして見出され、鉄道の開通による利便性の向上等もあって別荘地として発展していくことになります。また彼らは地元の農家に、清涼な気候に合った野菜の栽培法を教え、雑穀類から高原野菜へと農業の転換にも貢献しました。

● 昭和後期

別荘地としての価値が高まるにつれて、町の各地に人工林の造成が進みました。特にカラマツを中心とする針葉樹の植栽が景観形成の主流となります。

昭和 26 年（1951）に「軽井沢国際親善文化観光都市建設法」が制定され、高原美と国際文化交流都市としての価値の保護が国策として示されました。この法律は、行政と住民とが協力し、まちづくりを進めることも示しています。

高度成長期には、優良な別荘地の細分化などの無秩序な乱開発がみられるようになりました。そのような中、軽井沢町独自の“きまり”を設けようという機運が高まり、昭和 33 年（1958）に「軽井沢町の善良なる風俗維持に関する条例」、昭和 47 年（1972）に「軽井沢町の自然保護対策要綱」（以下「自然保護対策要綱」という。）、昭和 51 年（1976）に「軽井沢町の善良なる風俗を維持するための要綱」を制定し、開発・景観規制や環境保全などの取組を進めてきました。

● 平成～

平成 10 年（1998）に長野冬季オリンピックのカーリング競技が風越公園アリーナで開催され、スポーツリゾートとしての軽井沢というイメージが形成されるようになりました。

また、新幹線開通を含む高速交通網整備を背景に、大規模な開発が目立つようになりました。こうした中、町は平成 13 年（2001）にマンション軽井沢メソッド宣言、平成 17 年（2005）に軽井沢まちなみメソッド宣言を発し、自然保護対策要綱を見直し、事業者に緑への気遣いをお願いしてきました。

近年は、針葉樹中心の構成が老齢化と災害により健全性が低下しつつあり、保水力の低下・倒木被害・景観の損失といった課題が顕在化しています。

２－３．軽井沢町の主要な緑と機能

町の緑は、公共と民間の多様な要素で構成され、グリーンインフラとして幅広い機能を持っています。

■グリーンインフラとしての緑の機能

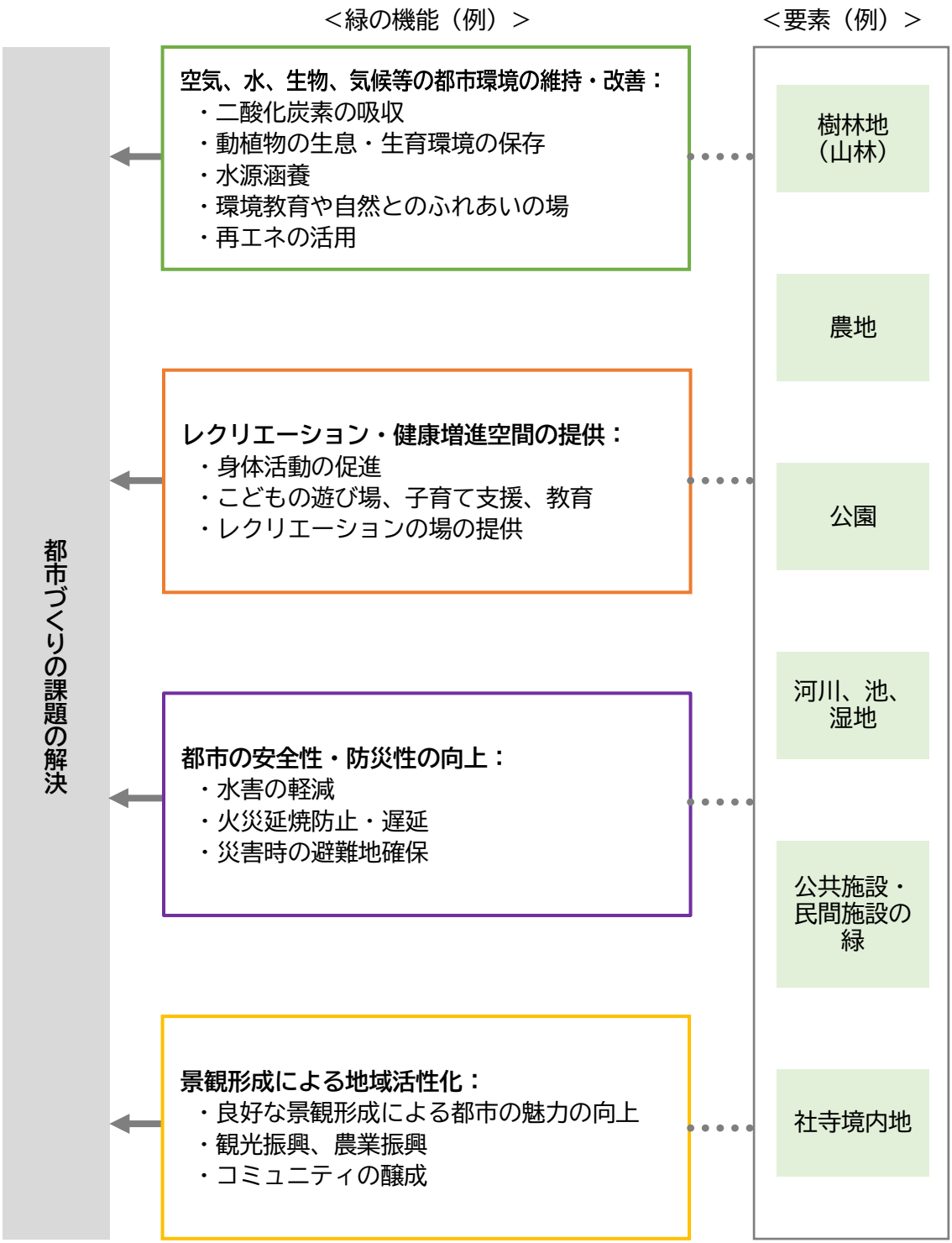

①樹林地

- 山麓の樹林地が都市計画区域の多くを占め、軽井沢らしい自然豊かな景観をつくり出しています。
- 浅間山は本町のシンボル的な山であり、すそ野を含めて雄大な山岳の景観を形成しています。浅間山から鼻曲山、矢ヶ崎山を経て八風山に至る山麓の樹林地、離山及び八風山から風越山に至る樹林地は、市街地を取り囲む山並みであり、また、浅間山の大噴火時の火砕流の阻止や遅延の効果が期待されます。こうした浅間山など町を囲む山並みの樹林地は、生物多様性の保全に重要な役割を果たしています。
- 別荘地は、用途地域内に位置しつつも、敷地規模が大きく、落葉松林が広がる独特の景観が“軽井沢らしさ”として多くの住民にも認識されています。
- 旧三笠ホテルや堀辰雄記念館、追分宿の分去れなどの文化財と周囲の樹林地とが一体となって歴史文化の魅力を高めています。
- 熊沢川、湯川、矢ケ崎川などの川沿いには、細長い帯状の樹林地が広がっており、都市を移動する野生動物にとって貴重なネットワークを形成しています。
- 山麓や河川の樹林地は、水害や土砂災害などの自然災害の発生の抑制に資する緑として機能しています。土砂災害（特別）警戒区域では、樹林地を健全な状態で維持し、斜面崩壊を抑制する機能を維持することが重要です。
- 上記のことから、町の多くの樹木や樹林地は、風致地区（都市計画法）、自然公園（自然公園法）、保安林（森林法）、地域森林計画対象民有林（森林法）、砂防指定地（砂防法）、指定文化財（文化財保護条例）などの法令によって保護されています。
- 野鳥の森、旧碓氷峠見晴台、信濃路自然歩道や小瀬林道などの森林に親しむ施設が整備され、野生動植物の観察、雄大な眺望、ハイキングなどのレクリエーションを求める多くの人に利用されています。



▲浅間山



▲別荘地（風致地区）



▲堀辰雄文学記念館



▲野鳥の森

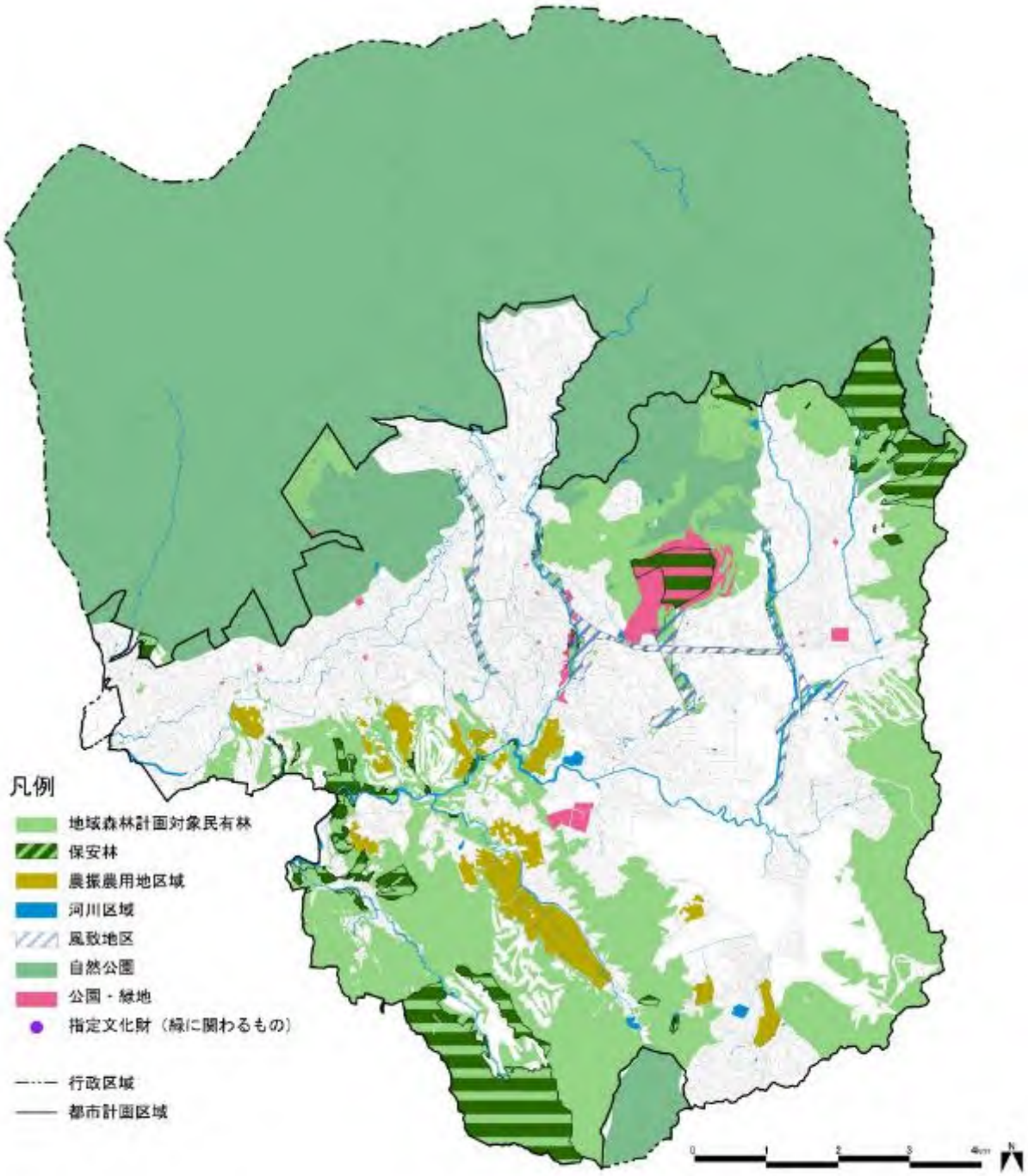

図　法や条例等によって保全されている樹林地等

②都市公園等

- 都市公園のほか、運動場、児童遊園といったオープンスペースは、スポーツ、散歩、こどもの遊び場など、さまざまなレクリエーションの場、災害時の避難場所として利用されています。
- 大規模な都市公園として風越公園（総合公園）、離山公園（特殊公園）があります。これらは歴史的にも重要な場所であり、風越公園は総合的なスポーツリゾート地の歴史文化、離山公園は別荘地の歴史文化を伝えています。
- 風越公園は、多様なスポーツが楽しめ、大会・イベント時には多くの人でにぎわいます。スポーツ施設のほかに、ピクニックエリアやこども向け遊具、軽井沢植物園や植物展示館もあります。施設の一部が災害対策用ヘリポートや二次避難所に指定されています。
- 湯川ふるさと公園（都市緑地）は、河川改修と自然とのふれあいの空間の確保のため、湯川沿いの自然環境の保全に配慮しながら整備され、湯川沿いの散策ルート、日常的なレクリエーションの場として利用されています。
- 矢ケ崎公園（地区公園）は、軽井沢駅から徒歩圏に位置し、軽井沢大賀ホールや広々とした池を有し、住民や来訪者に幅広く利用されています。
- 長倉公園（近隣公園）は、社叢が町の指定文化財となっている長倉神社を抱え、春の桜や湯川が眺められ、情緒ある景観の形成に寄与しています。
- 浅間ふれあい公園（街区公園）は、芝生広場、マレットゴルフ場、複合遊具、休憩室等があり、浅間山を眺めながらレクリエーション活動を行うことができます。
- 近年の町のこどもワークショップの結果（軽井沢町 子ども・子育て支援事業計画）をみると、こどもたちが歩いていける遊び場として身近な公園のニーズが高まっています。
- 都市公園等の配置状況をみると、身近にオープンスペースが充足されていない可能性のある区域があります。



▲風越公園 ⓒ（一社）軽井沢振興公社



▲矢ケ崎公園



▲長倉公園



▲浅間ふれあい公園

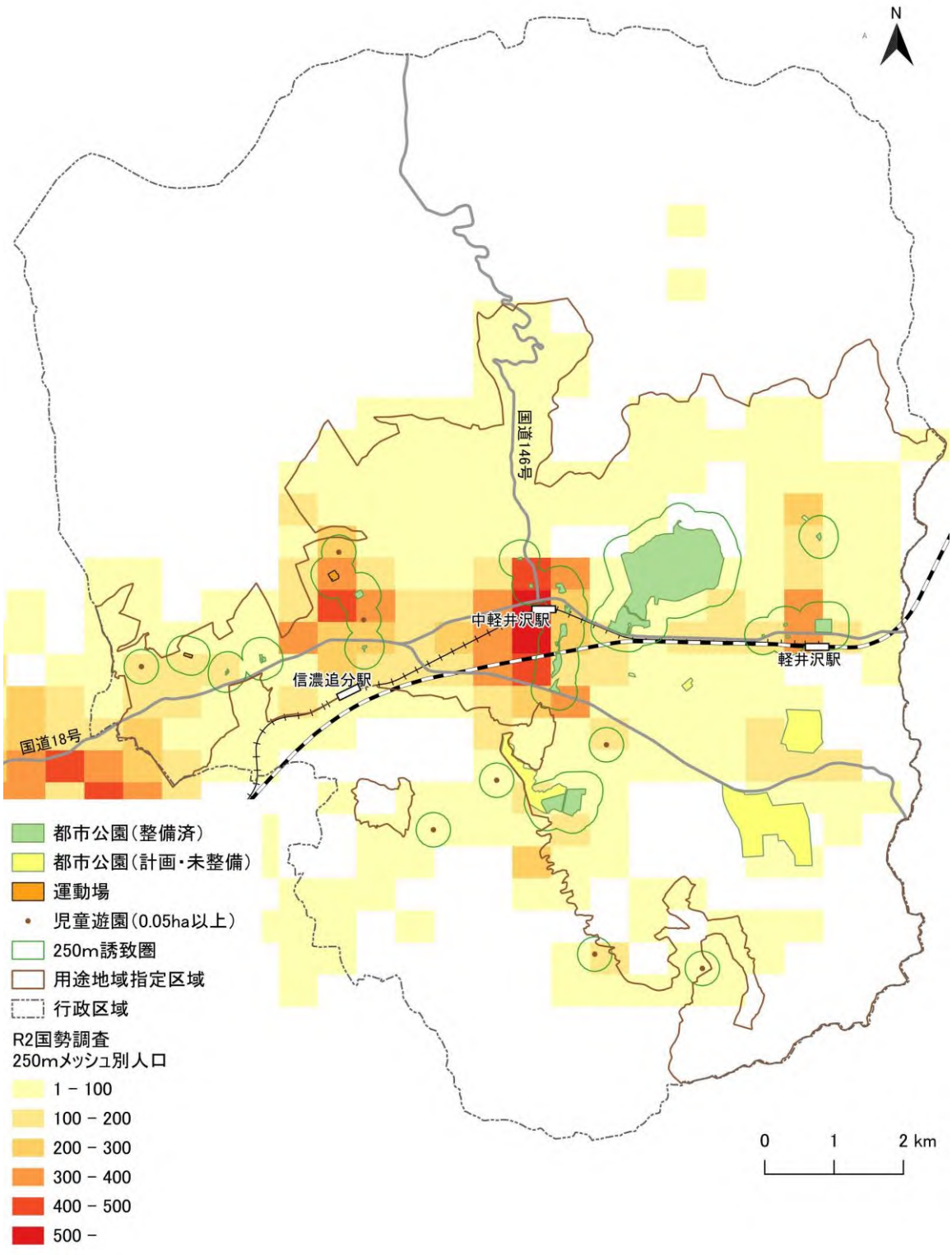

図　都市公園等の誘致圏

※「都市公園法運用指針」に、一般的な住宅市街地における標準的な誘致距離（参考値）として、街区公園が 250m、近隣公園が 500m、地区公園が 1km と示されていますが、徒歩圏の都市公園等の配置状況を把握するため、街区公園の誘致距離 250mに統一して表示しています。

③河川、池等の水辺

- 白糸の滝をはじめ、町内の河川、水路、池、湖、滝などの水辺は、緑のネットワークの重要な構成要素です。これらは、都市の自然環境を繋ぎ、野生生物の生息地を提供し、ヒートアイランド現象の緩和に役立つ、連続した良好な景観です。
- 湯川は、白糸の滝を源流として、軽井沢町の中心を南北に縦断し風越山のふもとでその流れを西に変えています。周辺の山々からはいく筋もの川が流れ出て湯川に合流しています。芝生広場やドッグランなどがある湯川ふるさと公園をはじめとして、川沿いに水とふれあえるポイントがあり、釣りなどの川遊びにも利用されています。湯川沿いの樹林地は市街地の火災に対する焼け止まり線としての効果も期待できます。
- 塩沢湖、雲場池は、大きな水域で、水に関わる歴史文化を伝える緑地です。雲場池の周りには遊歩道が整備され、塩沢湖はボートの利用に加え、湖周辺に文化施設等が整備され、それぞれレクリエーションスペースを提供しています。歩きながら自然の景色を楽しむことができ、軽井沢町を代表する景勝地です。
- 御影用水（農業用水路）は、「ふるさと信州風景 100 選」に選ばれ、その周辺ではせせらぎや鳥のさえずりを聴きつつ散策することができます。
- 一方、本町を流れる河川は、河幅が狭く急しゅんにして蛇行しているため、はん濫しやすく、湯川、泥川、矢ヶ崎川・精進場川、発地川では浸水の恐れのある区域があります。浸水想定区域では積極的に緑を保全する必要があります。



▲湯川



▲泥川



▲雲場池



▲塩沢湖

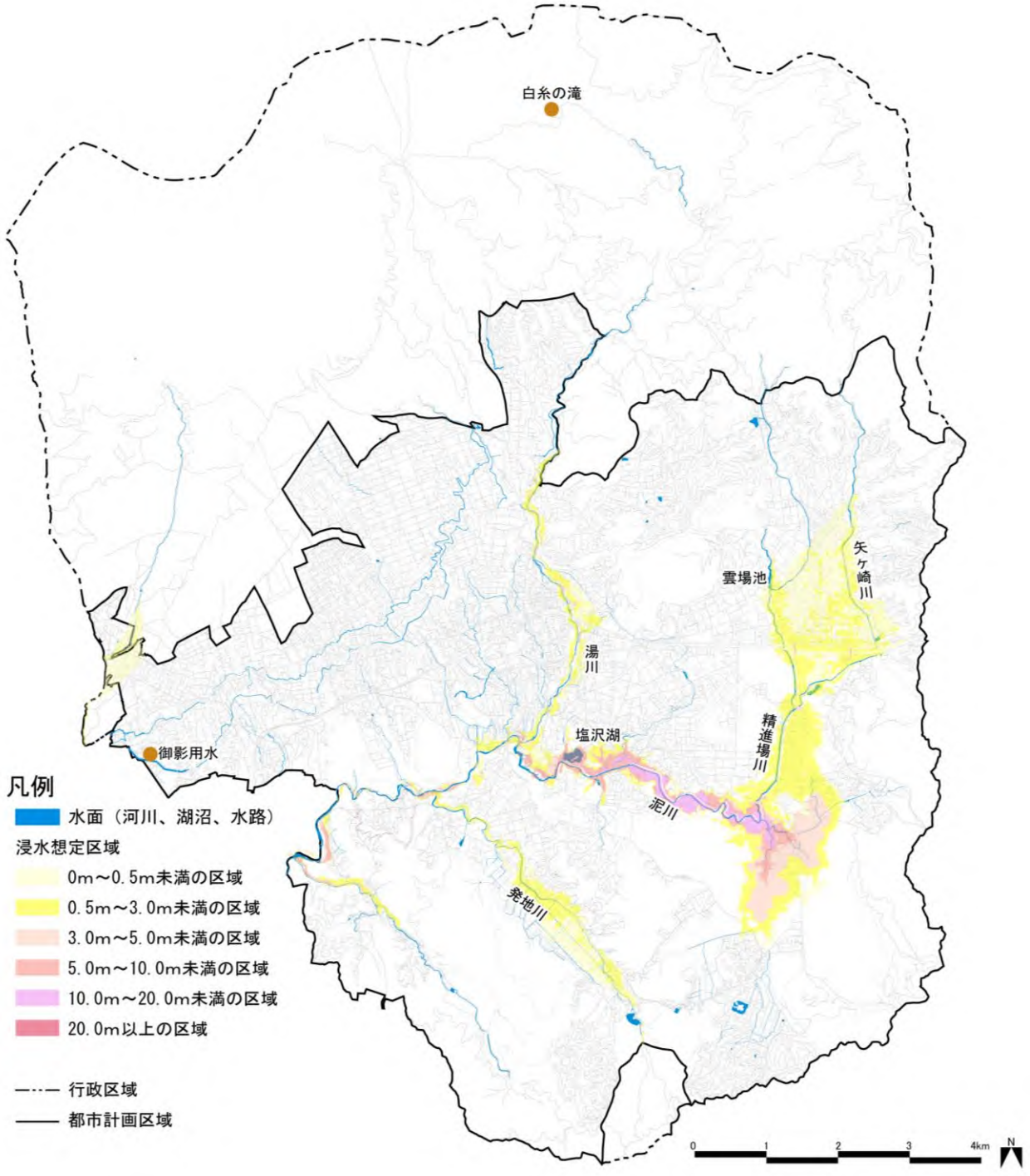

図　河川と浸水リスク

（軽井沢町洪水ハザードマップ）

④農地

- 町の南西部にある農業振興地域では、高原野菜を主体とする農業生産が行われています。近年、農業従事者及び農家数の減少と共に遊休農地も増えています。
- 発地地区、杉瓜地区等に広がる田園地域は、軽井沢町の原風景としての草地景観を伝えています。



▲南西部の農地

⑤ゴルフ場・スキー場

- ゴルフ場、スキー場は大規模な人工の芝生地で、軽井沢の原風景やスポーツ文化に関わる緑です。民間の事業者によって管理され、人々のレジャーや社交の場となっています。

⑥学校、保養所等

- 学校のほか、民間の事業者や団体の研修や保養のための施設が多くあります。こうした大規模な施設は、一戸建て住宅よりも敷地内に多くの緑を確保できる可能性があります。



▲民間の事業者の保養所

⑦社寺境内地

- 昔より地区の精神的な拠り所となっている神社が各地区にあり、境内地は祭りの舞台として、こどもの遊び場など多目的に使用されています。町内の神社のなかには、境内の一部が公園になっているものもあります。また、軽井沢町には教会が多くあります。神社、教会、仏閣は、社会通念上安定した緑であり、長年人々に親しまれています。



▲諏訪神社



▲聖パウロカトリック教会

⑧公共施設付属緑地

- 町役場、軽井沢町地域交流施設くつかけテラス、農産物等直売施設軽井沢発地市庭などの公共施設では、入り口付近を中心に樹木が植栽され、背景の山並みと調和した良好な景観に貢献しています。



▲軽井沢町役場



▲軽井沢町地域交流施設くつかけテラス

⑨道路植栽

- 国道 18 号、国道 146 号、主要地方道下仁田軽井沢線（プリンス通り）、一般県道旧軽井沢軽井沢停車場線、町道離山線、町道風越線、軽井沢駅南側道路には樹木や草花が植栽され、都市景観の向上につながっています。それらは、一部がサイクリング道路にもなっており、公園や河川などの多様な緑を結ぶ、市街地の快適な徒歩や自転車移動のネットワークを形成し、にぎわい創出、脱炭素の推進、交通渋滞の緩和に役立っています。
- 町道三笠線（通称：三笠通り）のからまつ並木は、新日本街路樹 100 景に選ばれ、春の芽吹きや秋の黄葉がとても美しく、多くの詩歌にも詠まれています。



▲町道三笠線（通称：三笠通り）

２－４．住民、民間の事業者や団体等との協働による緑の維持管理

①景観・緑のエリアマネジメントの推進

・旧軽井沢地区などの別荘地では、建築基準法にもとづく「旧軽井沢森地区建築協定」、景観法にもとづく「景観育成住民協定」が締結され、地域の住民が建物の外観や緑化などに関して自主的なルールを定め、良好な景観を育成しています。
・追分宿では、景観法にもとづく「景観育成住民協定」（歴史と文学の里・追分宿まちづくり協定）が締結されました。「追分エリア デザインガイドライン」（R5）にもとづき、住民が主体となって歴史的な風情が感じられるよう、緑化も推奨しています。

②民間事業者による良質な緑の確保

・町は、町全域で、長野県景観条例、自然保護対策要綱、軽井沢緑の景観賞制度等により、既存樹木の保全や敷地周辺の緑化の理解・協力を民間事業者にお願いしてきました。
・「KX-FOREST KARUIZAWA 鹿島軽井沢泉の里保養所」（鹿島建設株式会社）が、都市緑地法にもとづき、「優良緑地確保計画」に認定（ＴＳＵＮＡＧ認定）され、民間事業者による良質な緑地確保が進んでいます。
・大型商業施設の敷地内には芝生の広場や池などの緑地が確保され、自然を活かしたイベントも開催されています。
・湯川沿いに、自生していたハルニレを残し、自然と共生した複合商業施設（風致地区湯川第二種、１住）がオープンしました。周辺に遊歩道が整備され、自然の中を散策することができます。

③多様な主体による生物多様性の確保

・NPO 法人と協力し、野生動物との共生に向けた取組を進めてきました。各種取組が評価され、町は平成 23 年（2011）に自然環境功労者環境大臣賞を受賞しました。
・ボランティア団体「軽井沢サクラソウ会議」が主体となって、令和２年（2020）から希少なサクラソウの調査を定期的に行っています。

④官民連携の都市公園の維持・運営

・軽井沢風越公園では、指定管理者制度を導入し、事業者との連携により管理運営しています。

⑤緑とふれ、学ぶ機会の充実

・春の「若葉まつり」、夏の「ショー祭」「しなの追分馬子唄道中」、秋の「紅葉まつり」、冬の「軽井沢ウインターフェスティバル」などのイベントは、住民や来訪者が町内の緑とふれあう機会にもなっています。
・町内の植生を見守り、自然環境の保全およびその普及啓発活動を担う人材を育成するため、『軽井沢 野杜の匠』養成講座を開講しています。
・軽井沢町環境基本計画にもとづき、庭の手入れや山林の管理など、植物に関する疑問や悩みごとの相談会を開催しています。環境学習の機会も充実しています。

２－５．前計画の取組の成果

平成 12 年（2000）の計画策定以降、緑地の確保を目指して施策を推進してきました。

（1）現行計画の目標の達成状況

● 緑地の確保目標水準

市街地（用途地域内）では、都市公園や公共施設の整備に伴う緑化などにより、緑の面積が増加していますが、都市計画区域でみると郊外の開発などにより緑が減少しています。

● 都市公園等の施設緑地として整備すべき緑地の目標水準

軽井沢町は他の都市と比べて住民一人当たりの都市公園等面積は充足しています（国土交通省によると令和６年度末の全国の一人当たり都市公園等面積約 11.0 ㎡／人）。多様なレクリエーションに対応できるよう都市公園等の整備を進めてきましたが、現計画策定時から人口が増加する中で、住民一人あたりの都市公園面積、都市公園等面積のいずれも目標水準に達しませんでした。

表　目標の達成状況

目標水準		前計画策定時（1999 年）	前計画目標年次（2015 年）	現況（2025 年）
緑地の確保目標水準	将来市街地面積（用途地域内）に対する割合（%）	33.5	34.2	36.3
	都市計画区域面積に対する割合（%）	46.7	47.2	45.2
都市公園等の施設緑地として整備すべき緑地の目標水準	都市公園（㎡/人）	78.3	115.8	67.8
	都市公園等（㎡/人）	84.3	121.1	73.1

※緑地の面積：令和７年度都市計画基礎調査の調査項目「緑の状況」で緑として集計されているもの。

※都市公園・都市公園等の面積：町公園台帳。都市公園等には公共施設緑地を含む。

※人口：前計画策定時 16,068 人（「軽井沢町の統計」）、現況 19,188 人（令和２年度国勢調査）。

（2）施策の取組の状況

前計画では、４つの基本方針に沿って、さまざまな緑の施策を推進してきました。

基本方針Ⅰ　緑は軽井沢町を支える最も重要な基盤として保全する

①軽井沢町を縁取り、区切る緑地の保全

○離山を都市公園（風致公園）として整備し、雨宮の池周辺から山頂部まで良好な樹林地を保全・活用しています。

②別荘地の緑の保全

○近年の開発状況を踏まえ、自然保護対策要綱の改定により、良好な緑の保全を図っています。しかし、要綱にもとづくの指導は、法的拘束力がないことが課題でもあります。

○倒木の危険性などの実情に適するよう、町の樹木関連事業により、良好な樹木と住民の安全な生活環境の確保を図っています。



▲別荘地の緑

③まちの骨格を形成する緑地をつなぐ

○野鳥の森と風越山の間では、湯川と周辺緑地の一部を、湯川ふるさと公園の整備により、良好な生態系を維持するためのネットワークとして保全しています。

基本方針Ⅱ　住民、別荘所有者、来訪者の多様な余暇活動を支える公園をつくる

①軽井沢町の緑の拠点となる公園をつくる

○風越公園では、スポーツ施設の充実、指定管理者による運営管理、植物園の展示館のオープンにより、自然の中でさまざまな活動を楽しめる場所となっています。

②多様な日常生活に対応した公園をつくる

○人口増加傾向の西地域に、浅間ふれあい公園（街区公園　1.1ha）を整備し、ユニバーサルデザインに配慮した、誰もが体を動かしやすい公園として利用を促進しています。

○都市公園（街区公園）の代替施設として、西地域に借宿北児童遊園、借宿南児童遊園、東市域に南ケ丘児童遊園、中地域に千ケ滝西区児童遊園を整備しました。

○湯川ふるさと公園を整備し、自然環境の観察やレクリエーションの場として活用しています。

③水と緑のネットワークの形成

○湯川沿いに湯川ふるさと公園を整備し、４つの区域に分断されているものの、遊歩道が整備され、公園のネットワークが形成されつつあります。

○雲場池ではリニューアル工事を行い、快適に散策できる環境を整えました。

○「信濃路自然歩道」（峰の茶屋～三笠）を含む、中部北陸自然歩道「軽井沢木洩れびのみち」コースが、国・県の整備により平成 13 年に完成しました。また、小瀬林道、石尊山登山道、旧碓氷峠遊覧歩道を維持管理し、登山・ハイキングコースとして情報発信しています。

基本方針Ⅲ　安全なまちを支える緑を守り、創出する

①災害時に安全な場所へ行ける道をつくる

〇災害時における多様な避難経路として都市公園の維持管理に努めています。

②災害時に住民、別荘所有者、来訪者の生命を守るオープンスペースをつくる

〇都市公園、運動場、学校グラウンドを、指定緊急避難場所として活用しています。



▲東部小学校
（避難所）

基本方針Ⅳ　保健休養地軽井沢にふさわしい風景を整える

①郷土の歴史・文化と結びついた緑地の保全

〇旧三笠ホテル、軽井沢夏の家（旧アントニン・レーモンド軽井沢別邸）、旧スイス公使館（深山荘）など、法や条例に基づく文化財を指定し、建造物と敷地の保全を進めています。



▲軽井沢夏の家ⓒ文化庁

②軽井沢町固有の草地景観をのこす

〇発地地区では、農産物等直売施設軽井沢発地市庭を核に農業の活性化を図っています。

〇風越鷲穴半自然草原を町の天然記念物に指定し、貴重な草花の生息の場を保全しています。

③地域特性に対応した身近な緑を増やす

〇平成 20 年度（2008）より「緑の景観賞」をスタートし、自然保護対策要綱に基づき、敷地内において建物と自然環境の調和が図られている住宅、店舗などを認定しています。

〇軽井沢本通りの空き家を改修し、軽井沢町観光振興センターを整備するとともに、隣りにトイレやあずまやを備えた、散策する人が休めるポケットパークを整備しました。

〇中軽井沢駅周辺では地域交流施設「くつかけテラス」を整備し、指定管理者により、花かざりの設置、樹木へのイルミネーションの実施など、緑を活かしたにぎわいが創出されています。また、植栽帯のある駅前広場を整備し、町の顔となる地区の緑化を進めています。



▲中軽井沢駅　駅前広場

〇六本辻ラウンドアバウトの中央島は、民間の団体によって花が植栽され、地域のランドマークとして親しまれています。

〇町営旧軽井沢駐車場はリニューアルに伴い緑化される計画です。

2－6．緑に関する意向調査

本計画の改定にあたり、緑の現状や今後の確保等について住民等の意向を把握するため、アンケート調査を実施しました（令和７年９月～10 月）。

	住民・別荘所有者アンケート	事業者アンケート	中学生アンケート
調査対象	・町内在住の 16 歳以上の方 1,500 人 ・町内の別荘所有者 1,000 人	町内に所在する事業者 300 社	町内の中学生 180 人
調査方式	郵送による配布、調査票への記入（郵送による回収）又はオンライン回答		
有効回収数（率）	1,241 票（49.6%）	109 票（36.3%）	68 票（37.8%）

● 町の緑について

・住民・別荘居住者の 97.7%は、町の緑を大切だと感じています。町の緑の満足度は、満足層 80.1%・不満足層 18.0%となっています。また、事業者の 100%が町の緑を大切だと感じており、町の緑の満足層は 71.6%となっています。町の緑について、住民・別荘居住者、事業者の重要度・満足度ともに高いことから、現状を維持するだけでなく、景観の向上、生活環境の保全、経済の活性化といった、地域に求められている緑の機能をさらに高める必要があります。

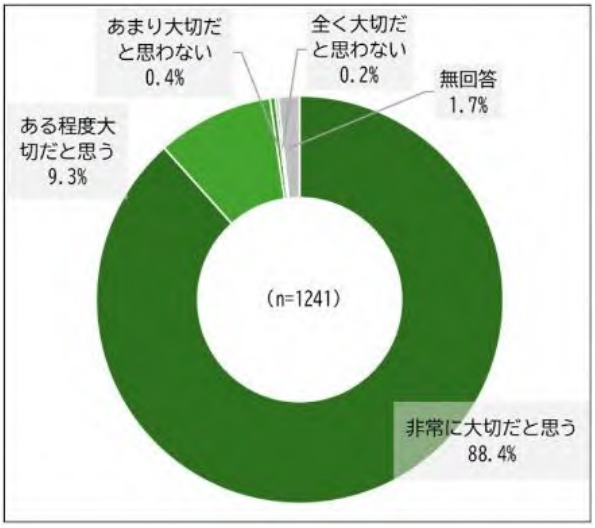

あなたは軽井沢町内の緑（森林、公園、街路樹、庭木、田畑など）を大切だと感じますか。
【住民・別荘居住者アンケート：問３】

● 樹林地・森林について

・住民・別荘居住者が軽井沢町らしいと思う緑は、「別荘地の緑（62.4%）」、「浅間山などの町を囲む山並み（60.0%）」、「軽井沢野鳥の森など動植物が生息する緑（53.6%）」、「湯川・雲場池・塩沢湖などの水辺と周囲の緑（31.7%）」が上位です。中学生が軽井沢町らしいと思う緑は、「浅間山などの町を囲む山並み（64.7%）」、「軽井沢野鳥の森など動植物が生息する緑（33.8%）」、「別荘地の緑（32.4%）」が上位です。

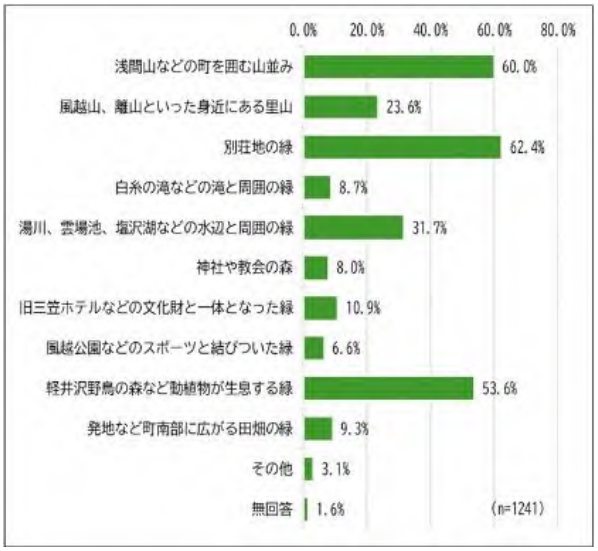

あなたが軽井沢町らしいと思う「緑」をおしえてください。
【住民・別荘居住者アンケート：問５】

・このように「別荘地の緑」「浅間山などの山並み」「野鳥の森などの生態系」は、年代を問わず軽井沢を代表する緑として認識されており、町の基盤として継承することが重要です。
・住民・別荘所有者の多くが「住宅地や別荘地の庭などの緑」を最も身近な緑として挙げている一方、開発や建築に伴う樹木の消失への危機感も強く、土地利用の規制を求める声も多い状況です。
・道路上に張り出した樹木など、公共空間における樹木の維持管理への改善要望も高く、所有者・管理者による樹林地を美しく安全に保つ維持管理も不可欠です。
・多くの住民・別荘所有者や事業者は、山や森を守る活動に関心を持っています。

● 公園について

・住民・別荘所有者や中学生の公園の利用促進のためには、オープンスペースの提供だけでなく、イベント等による動機付け、利用を促進する休憩スペースや散策道等の施設の充実の検討も必要です。
・身近な公園について、満足している住民等が多い一方、地域によって公園の満足度に差があります。不満を感じる理由として、「自宅から遠い」（アクセス性）が大きく、人口動態等を踏まえた公園の機能や配置の見直しが必要です。また、公園整備だけではなく、私有地の緑と、河川、道路といった町の緑を連続させることで、町全体を一つの公園のように巡れる歩行者優先のネットワークを形成し、身近な公園不足を補完することも求められます。
・中学生の公園や自然の緑の利用頻度は全体的に低いものの、自然を体験しながら楽しむ活動への関心は高く、交流・運動など、わざわざ行きたい場所としての活用が必要です。

● 協働による緑のまちづくりについて

・緑に関する活動に住民・別荘所有者が参加しやすくなるためには、気軽に参加できるプログラムやわかりやすい情報発信が必要です。
・民間事業者による緑化は、敷地際の緑化、草花の植栽を中心に進んでいますが、維持管理が負担となっています。事業所の緑を維持するため、経済的支援だけでなく、表彰や PR などを通じて努力を評価し、緑化のメリットを創出することが重要です。
・中学生は、デジタル媒体を活用した情報発信、学校との連携を通じて、緑への関心を高めるとともに、公園を活用したイベント等の楽しさを感じる活動、忙しい中でも行きたくなる活動を展開し、緑に触れる機会を充実することも重要です。

2－7．課題と計画改定の視点の整理

緑の現況、住民の意向調査、上位・関連計画に示された内容等を踏まえて、町の緑の課題、計画改定の視点を整理しました。

町の課題

緑を取り巻く国の動向
- グリーンインフラの推進
- 人と自然が共生し、環境への負荷が小さくWell-being が実感できる緑豊かな都市の実現
- 都市緑地の積極的な保全・更新
- 民間による緑地確保の促進

町の将来都市像　～豊かな自然と共生する～
人と自然と文化で築く　環境先進都市　軽井沢

都市づくりの課題
- 人口減少や少子高齢化社会への対応
- 自然環境の保全
- 美しい自然環境や街並み景観の維持・保全
- 商業地における既存商店街の衰退・空洞化への対応
- 別荘地の適正管理による維持・保全
- 効率的な道路ネットワークの構築
- 道路混雑への対応や環境への配慮
- 自然災害リスクの軽減、土砂災害への対応

緑に関する現況・住民意識

都市・緑の現況
- 低層・低密度の住宅地
- 山麓の樹林地が都市計画区域の多くを占める
- 都市計画公園の６割が整備済、一人当たり公園面積は高水準
- 都市公園より、法令で守られた自然環境、企業や個人の緑が多い
- 人が長い年月をかけて植林地と二次林を維持管理してきた
- 商業地で見える緑が少ない
- 野生動物の出没
- 平均気温の上昇、夏日の増加

住民・別荘所有者・事業者の意向
- 町の緑の維持、景観の向上・生活環境の保全・経済の活性化等の機能の向上
- 軽井沢らしい山並み、別荘地、野鳥の生息地の樹林地の継承
- 身近な緑である住宅・別荘の庭などの樹林地の保全と管理
- 公園施設の管理や充実、イベントや体験プログラムの充実
- 都市公園等の最適化や緑のネットワーク化による身近な公園不足の解消
- 緑のまちづくりの活動プログラム、情報発信の工夫
- 民間事業者の努力の評価、協働の関係づくり
- こども・若者の緑への関心の向上、緑に親しむ機会の充実

緑に係る協働の状況
- 景観・緑の住民等の自主的な取組
- 民間事業者による良質な緑の確保
- 多様な主体による生物多様性の確保
- 官民連携の都市公園の維持・運営
- 緑とふれ、学ぶ機会の充実

前計画の取組の成果
- 市街地での都市公園や公共施設の整備に伴う緑化の進展
- 自然保護対策要綱による緑の保全を誘導しているものの、都市計画区域の緑の面積が減少

軽井沢町の主要な緑と機能
- 樹林地…浅間山や別荘地の景観の形成、動植物の生息地、水源涵養やCO2吸収の中心、土砂災害の抑制、ハイキングや自然観察の場
- 都市公園等…休息、健康増進、交流・にぎわい、避難・救護等の人の活動の場
- 水辺…動植物の移動経路、冷涼な気候の維持、歴史文化の継承、水災害の軽減
- 民有地の緑…軽井沢の景観・品格の形成、やすらぎやうるおいのある日常生活
- 道路の緑…来訪者への町の印象付け、快適な徒歩や自転車の移動

町の緑の課題・計画改定の視点

①緑豊かで美しい自然の再生と景観の継承　②緑のネットワークによる快適な生活空間の形成
③多様な活動とにぎわいを生む緑の拠点の充実　④安全・強靭なまちづくりの推進

①緑豊かで美しい自然の再生と景観の継承

浅間山への眺望、歴史ある別荘地、野鳥の森などの豊かな自然環境は、世代を超えて軽井沢らしい緑として認識されており、野生動植物の生息地や水源涵養、CO_2 吸収による気候変動対策、良好な都市景観の形成などの多面的な機能を担っています。都市化や高齢化といった社会経済情勢の中、町の魅力を支える緑を積極的に回復・再生させることが課題となっています。

浅間山麓の国有林を核とする広大な樹林地とともに、住宅地・別荘地の樹林、優良な農地を地域の共有財産としてとらえ、「リジェネラティブ（再生型）」の考え方のもと、住む・訪れる・働く場所として選ばれ続けるまちに向けて、豊かな自然環境を再生し、歴史と品格のある景観を次世代へ継承することが求められます。

②緑のネットワークによる快適な生活空間の形成

住宅地の庭、河川や道路沿いなど、町中に点在する緑は、生活に身近な緑であるとともに、町の環境を支える重要なインフラです。一方、少子高齢化が進行し、こどもから高齢者まで、誰もが健康で快適に生活できる都市空間の実現が求められています。

軽井沢町のゆとりある市街地空間を活かし、宅地や農地の緑と、河川、道路、公園等の公共のオープンスペースがつながる、緑のネットワークを形成することで、楽しく移動して心と体の健康を保ち、清涼な空気とうるおいを感じられる、快適な居住環境の形成につなげることが必要です。

③多様な活動とにぎわいを生む緑の拠点の充実

風越公園をはじめ、都市公園は運動、レクリエーション、こどもの育ち・遊び、観光・交流・地域振興の場を提供しています。野鳥の森や湯川の河川敷、離山などの利用者も増えています

豊かな既存の緑が人々の積極的な活動の場として十分利用されるよう、人口動態や多様化するニーズを踏まえ、機能を充実していくことが重要です。目的地となるような都市公園の魅力の向上、駅周辺の緑ある歩きたくなる空間づくりなどにより、にぎわいの創出につなげる必要があります。あわせて、イベントの開催、地産地消や農業体験、環境教育やボランティア活動等、緑に触れる機会を充実し、住民・事業者の活動・交流を促進することも求められます。

④安全・強靭なまちづくりの推進

軽井沢町では災害は少ないものの、気候変動に豪雨や浅間山の噴火、高齢化した樹木の倒木などによる被害の発生も想定されます。

土砂災害や火砕流を緩和する山麓の樹林地の保全、農地、公共施設や民有地の緑が持つ保水力や雨水貯留浸透機能を維持・育成、避難や救護・救援を支える都市公園や道路空間の樹木の管理などにより、緑の防災機能を戦略的に活用し、災害に強い、安全・強靭なまちづくりを推進する必要があります。

3. 計画の基本方針

3－1．緑の基本理念

軽井沢町の豊かな自然環境は良好な国際保健休養地を形成しており、この自然環境を背景として、住民、別荘所有者、来訪者、町を応援したい人や関わりを持ちたいと思う人がさまざまな活動をしています。

この活動を支えているのは、「豊かな自然環境＝緑」です。これがなければ「国際保健休養地：軽井沢」はあり得ないと考えられます。この緑は、気候変動の緩和と適応を可能にし、多様な生物が共生できる生態系を育むとともに、人々のウェルビーイングの向上に欠かせない役割を果たしています。そしてこれは、住民等との共創によって健全な自然環境を回復するとともに、豊かな自然の中で人々が癒され地域の活力を高めるという、自然と人が互いに高め合う「リジェネラティブ（再生型）なまちづくり」の基盤を成しています。

このような観点から、軽井沢町の緑の基本理念を以下のとおり定め、魅力ある個性的な緑のまちづくりを推進していきます。

軽井沢町の緑＝	豊かな自然環境に囲まれた国際保健休養地軽井沢を実現するための最も重要な基盤

3－2．緑の将来像

軽井沢町長期振興計画の将来都市像「～豊かな自然と共生する～人と自然と文化で築く　環境先進都市　軽井沢」の実現に向けて、緑の基本理念を踏まえ、「リジェネラティブ（再生型）なまちづくり」のもと、グリーンインフラとして町の緑を最大限に活用した「緑の将来像」を示します。

多くの人に愛される　森に包まれた美しい緑のまち

- 多くの人に愛される

  国際保健休養地の歴史を礎に、住民、別荘居住者、国内外からの来訪者が心豊かに過ごせる緑の環境を提供し、将来にわたって多くの人に愛され続けるまちを目指します。

- 森に包まれた

  まちを取り囲む浅間山麓の広大な森林は、水源の涵養、大気の浄化、山地災害防止など、暮らしに安全・安心をもたらしてくれる重要な緑として着実に次世代へ継承します。

- 美しい緑のまち

  住民・事業者・行政が一体となって緑を育んできた文化を大切にし、公共空間と私有地の緑がつながり、歩いて楽しみたくなる、洗練された美しいまちを創り上げます。

自然地形や土地利用の特性から、軽井沢町都市計画マスタープランの将来都市構造を踏まえて、町域をゾーンに分けてゾーン別の将来イメージを示します。



ゾーンの区分図

◆ 緑住共生ゾーン

品格ある森と歴史を次世代へつなぐ緑

保健休養地、森の中の別荘地としての歴史を象徴する、静かな別荘地・住宅地の樹林地を町の重要な緑として守り、公共空間と私有地とが緑で緩やかにつながる、軽井沢らしい品格のある景観を継承します。

◆ 住居系市街地ゾーン

日々の暮らしに潤いと安らぎを添える緑

落ち着いた住宅地では、宅地の緑と公園や道路、公共施設の緑によって日常の暮らしの中に緑が息づき、どこにいても潤いや安らぎなどの自然の恵みを感じられる、安全で快適な居住環境を形成します。

◆ 商業系市街地ゾーン

にぎわいと歩きたくなる空間を彩る緑

軽井沢駅や中軽井沢駅の周辺、そして旧軽井沢銀座へと続くエリアでは、町の玄関口として人々を温かく出迎え、木陰の涼しさや美しい花々が歩行の楽しみと地域の活力を創出する空間を形成します。

◆ 農村集落ゾーン

豊かな実りとのどかな風景を育む緑

南部に広がる優良な農地や里山の自然環境を保全し、高原野菜などの農産物の生産とのびやかな農村景観が調和した、ホタルなどの多様な生きものとふれあい、地産地消や交流が楽しめる健やかな地域を育みます。

◆ 国有林

いのちと安全を守る町の重要な緑

町のシンボルである浅間山を含む上信越高原国立公園、妙義荒船佐久高原国定公園の広大な国有林を、町の景観の背景となり、魅力と安全、生物多様性を守るグリーンインフラの核として保全・整備するとともに、環境学習の拠点や癒やしの森として活用します。

３－３．緑の配置の基本方針

緑の将来像の実現に向けて、町の緑の保全・創出の基本的な考え方を示します。

軽井沢らしい緑を守りつなぐ　（保全と再生）

軽井沢町の美しい緑の景観は、自然の状態でそのまま保たれているのではなく、人が適正に管理することで、その質を維持・向上してきました。先人たちが築き上げた緑豊かな自然環境と別荘文化を礎に、緑豊かな空間をきれいに保ち続けるためには、住民・民間事業者、地域の活動団体の協力が欠かせません。樹林の更新、農地の維持管理、生き物の観察などを通して、私たちの手で緑を積極的に保全・再生し、安全で美しい緑を未来へ引き継いでいきます。

対応する町の緑の課題　①緑豊かで美しい自然と別荘地景観の継承
④安全・強靭なまちづくりの推進

魅力的な緑の空間を創る　（創出）

緑の価値を多くの人に知ってもらうために、軽井沢駅や中軽井沢駅周辺、学校、公共施設などで、自然の力を活用したグリーンインフラを積極的に導入するとともに、歩きたくなる緑の道をデザインし、暮らしに身近な場所に緑豊かな空間を創ります。また、学校や公園などで将来の緑の担い手を育む拠点を創出します。

対応する町の緑の課題　②緑のネットワークによる快適な生活空間の形成
④安全・強靭なまちづくりの推進

緑を使う・楽しむ・広げる　（利活用と共創）

民間事業者などと協力しながら、緑豊かな空間を買い物やイベント、農業体験など、にぎわい・交流の場として楽しく使いこなすことで、地域経済の活性化と住民のウェルビーイングの向上につなげます。それをきっかけに、緑化の機運を町中に広げ、緑のまちづくり活動に関わる団体や人を増やしていきます。

対応する町の緑の課題　①緑豊かで美しい自然と別荘地景観の継承
③多様な活動とにぎわいを生む緑の拠点の充実

３－４．緑の目標

緑の将来像の実現に向けて、多様な主体が協働し取組みを進めるため、目標値を定めます。

指標	現況値 （R7・2025）	目標値 （R25・2043）
行政区域に占める緑の面積の割合 ・自然的土地利用の面積の割合〔国土数値情報土地利用細分メッシュデータ〕	86.8% （2021）	現状以上
町の緑に満足している住民・別荘居住者の割合 〔緑に関するアンケート調査〕	80.1%	現状以上

4. 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

緑の将来像の実現に向けて、基本方針に基づき、施策を展開します。

4－1．施策の体系





複数のゾーンに関わる施策については、主たるゾーンに集約して記載しています。記載のないゾーンにおいても、必要に応じて同様の施策を連携して展開します。

４－２．施策の展開

（１）緑住共生ゾーン

別荘地にふさわしい樹林地を保全・再生する

ａ．自然保護対策要綱等に基づく樹林の保全

別荘敷地の細分化やリゾートマンションの建設に際して、自然保護対策要綱などに基づき、敷地内の緑化率（敷地面積に対する緑地の面積の割合）を確保するとともに、国際保健休養地としての緑の景観を維持していくために別荘地の樹木の保全と再生を進める。

■ 取組イメージ　・緑化率を規定した「樹木管理及び緑化に関する基本方針」の策定・運用
・「自然保護対策要綱」に基づく指導

ｂ．風致地区の運用

風致地区内には多くの別荘や住宅が立地しており、これらの人たちの協力を得ながら、保健休養地としての良好な環境の維持に努める。

■ 取組イメージ　・風致地区内で行う行為に対する許可申請の徹底

ｃ．森林法に基づく制度の運用

がけ崩れや土砂の流出、火砕流から町を守る重要な緑としてなど、保安林は各目的を達成するために国や県から指定されている。

地域森林計画に定められた民有林は、今後も林業の生産の場とするとともに保健休養地の重要な基盤として、保全と調和した森林整備活動を通じて将来への継承を図る。

■ 取組イメージ　・森林整備計画に沿った森林の整備
・保安林の指定の継続の国県への要請

ｄ．文化財の指定と活用

長倉のハナヒョウタンボク群落などの天然記念物等の文化財の指定継続、白糸の滝などの滝、御膳水などの湧水箇所、御影用水、雲場池、塩沢湖といった水の風景、社寺林の文化財の指定検討などにより、まちの歴史文化に関わる自然環境を保全する。また、文化財を紹介するマップなどにより、住民や来訪者が歴史文化に親しめるようにする。



▲白糸の滝

■ 取組イメージ　・文化財保護制度の運用
・文化財マップの更新
・特別緑地保全地区（都市緑地法）

e.住民による樹木の管理支援の強化

住宅地・別荘地の民有の樹木を良好に管理するため、樹木医による樹木診断の実施など効果的な支援策を行う。

■ 取組イメージ　・軽井沢町樹木関連事業（診断・補助金）

f.緑地保全、緑化に関する法制度の検討

都市計画法に基づく地区計画、景観法による景観計画、都市緑地法に基づく緑化に関する制度を運用し、質の高い民有地の緑化を促進する。

■ 取組イメージ　・市民緑地、緑化地域等の制度の研究

〈 関連する法制度の概要 〉

制度名	概要・指定要件等	土地所有者のメリット
緑地保全地域 （都市緑地法）	□建築物の新築等の行為に県への届出が必要 □県が行為の規制の基準等を設定	□管理協定の締結により、町/緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）※が管理
特別緑地保全地区 （都市緑地法）	□きわめて現状維持的な規制が行われ、建築物の新築等の行為に県の許可が必要 □土地所有者から申出があった場合は買入れを行う	□固定資産税の減税、相続税の土地評価減 □管理協定の締結により、町/みどり法人が管理
地区計画等緑地保全条例 （都市計画法）	□地区整備計画等に緑の保全に関する事項を定める □条例により特別緑地保全地区と同等の行為規制が可能	－
市民緑地契約 （都市緑地法）	□所有者や事業者と町が契約を結び、緑を公開 □都市計画区域内の 300 ㎡以上の土地 □公開 5 年以上	□固定資産税/都市計画税の非課税、相続税の評価減 □町/みどり法人が管理
市民緑地認定 （都市緑地法）	□民間主体が町長による設置管理計画の認定を受け、緑を公開 □緑化地域/緑化重点地区内の面積 300 ㎡以上の土地 □緑化率 20%以上　□公開 5 年以上	□みどり法人が設置管理する土地に係る固定資産税、都市計画税の軽減 □民間主体が管理
緑化地域 （都市緑地法）	□町が都市計画に定めることにより、一定割合以上の緑化を義務付ける（建築基準関係規定） □用途地域が指定されている区域内で敷地面積が 1,000 ㎡以上（条例で 300 ㎡まで引き下げ可）の建築物の新築・増築	－
緑地協定 （都市緑地法）	□土地所有者等の合意によって協定を締結	－
景観重要樹木 （景観法）	□景観重要樹木の伐採/移植に景観行政団体の長の許可が必要	□管理協定の締結により、景観行政団体/景観整備機構が管理

※緑地の保全・整備に取り組むＮＰＯや企業等の民間主体を、町長が指定し、公的に位置付け、民間主体による自発的な緑地の保全・整備の推進を図る制度。

メリハリをつけて緑を整備・管理する

a.風越公園・離山公園の魅力の向上

風越公園(総合公園)、離山公園（風致公園)、は、町全域から利用者が訪れ、町外からも人を呼びこめる、特色ある公園として、多様な利用者に対応できる公園施設の適正な維持管理や充実を図る。

住民、民間の団体等との協働による、都市公園の維持管理（清掃、芝刈り作業等）を進める。


▲風越公園

指定管理者制度、Park-PFI、ベンチ設置等のスポンサー制度など、民間活力を活用しながら、公園の魅力づくりや効率的な管理・運営に取り組む。

■ 取組イメージ　・民間ノウハウを活用した風越公園の機能の向上
・離山公園の整備

b.都市計画の見直し

長期間未整備となっている区域がある都市計画公園について、公園機能の必要性、代替機能の有無や現状の土地利用の状況等を踏まえ、「存続」「計画の変更」「廃止」に向けた見直しを行う。

■ 取組イメージ　・都市計画公園見直しガイドラインの策定

c.安全で楽しめる森のみどりの道の整備

別荘地の景観と調和を図るとともに、災害時には安全な避難路となるよう、ウオーキング、ジョギング、サイクリング、ハイキングを楽しめる緑の道の整備・管理を推進する。

■ 取組イメージ　・エコツーリズムの推進

緑のまちづくりを積極的に展開する

a.緑化の意識を高め、学び合う機会の提供

また、優れた取組を顕彰する「軽井沢 緑の景観賞」などを通じて、住民・事業者が互いの努力を認め合い、質の高い緑化を学び合うことで、町全体の緑化意識と技術の向上を図る。

■ 取組イメージ　・「軽井沢 緑の景観賞」の実施

b.緑のまちなみ景観の形成

来訪者や居住者が軽井沢町の個性と潤いを感じられるとともに、生き物の生息・生育環境ともなりえるよう、それぞれの地域に応じた緑化のガイドラインの策定等により、住民による自主的な緑化を促進する。

■ 取組イメージ　・「樹木管理・植栽に関するガイドライン（仮称）」の策定・運用

c.拠点施設を活用した環境学習の推進

軽井沢野鳥の森、植物園、離山公園などの町内の生物多様性を支える場所で、観察路や森林の適正な維持管理に努めるとともに、体験学習・講座などの環境学習を充実する。

地域における生涯学習の拠点である公民館などの町の施設等で、環境に関する講座や教室などの事業を実施する。

d.国の認定制度等の積極的な活用

都市緑地法改正により制度化された優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）、ネイチャーポジティブの実現に向けた環境省の「自然共生サイト」認定制度、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業など、国の表彰制度・認定制度・補助制度を周知し、民間の事業者による良質な緑地確保の取組を促進する。



▲野鳥の森

（2）住居系市街地ゾーン

豊かな水辺を保全・再生する

a.多自然川づくりの推進

河川の護岸の整備にあたっては「多自然川づくり」の考え方を基本に、自然の持つ機能を活かしたグリーンインフラとグレーインフラのそれぞれの特徴を考慮した整備を検討し、治水とともに自然環境の保全と保健休養地としての環境の向上に努める。



▲湯川の護岸

■ 取組イメージ　・湯川の「多自然川づくり」の県への要望
・多自然川づくりを基本とした準用河川改修

住民に親しまれる身近な緑を確保する

a.湯川ふるさと公園の魅力の向上

湯川ふるさと公園（都市緑地）は、町全域から利用者が訪れ、町外からも人を呼びこめる、特色ある公園として、多様な利用者に対応できる公園施設の適正な維持管理や充実を図る。

■ 取組イメージ　・湯川ふるさと公園の遊歩道整備、拡大整備（国道 18 号上流部）の県への働きかけ

b.地域の暮らし・交流を支える公園の拡充

比較的規模の大きい、矢ケ崎公園（地区公園）、長倉公園（近隣公園）、浅間ふれあい公園（街区公園）は、地域の暮らしや交流の核となる公園として、公園施設の適正な維持管理や充実により、各地域の拠点に必要な機能を確保する。

■ 取組イメージ　・にぎわいの創出を図る公園内へのキッチンカーの出店誘致
・民間活力の活用に向けた検討

c.身近な小さな公園の機能や配置の再編

小規模な都市公園や児童遊園は、各公園の特性や周辺の環境、利用者数などに応じて、乳幼児の遊び、大人の休憩、児童・生徒の遊びやスポーツ、地域のイベント開催といった機能の特化を図り、概ね小学校区単位でバランスのよい公園の配置を図る。また、防災・防犯や立地条件などの観点から今後の利用が見込めない場合は、公園の必要性を見直し、他施



▲馬取児童遊園

設での公園の機能の補完を検討する。

人口動態、児童遊園や運動場などの他のレクリエーション施設の分布を考慮し、歩いて行ける公園が不足しているエリアでは、公共施設の廃止などの土地利用転換に合わせて、こどもの遊び場、住民の憩いの場のあり方を検討し、適正な配置を図る。

■ 取組イメージ
- 小さな都市公園・児童遊園の再編
- 公園が不足しているエリアでの低未利用地の公園としての活用
- 信濃追分駅周辺の緑あるオープンスペースの整備

d.都市公園の防災・減災機能の充実

指定緊急避難場所となる都市公園を、災害発生時における避難経路やオープンスペース、応急仮設住宅建設用地として活用できるよう整備・管理を推進するとともに、備蓄倉庫や耐震性貯水槽などの施設を整備し、防災機能を強化する。

指定緊急避難場所となる都市公園では、定期的な防災訓練を実施し、災害時に備えるとともに、住民の防災意識の向上や地域コミュニティの醸成を図る。

また、都市公園の整備・改修時に、雨水流出を抑制する施設、保水性舗装などの導入を検討し、浸水対策を行う。

e.都市公園に準じる施設の活用

小学校、中学校のグラウンドの一般開放を継続し、スポーツ・レクリエーション、こどもの体験学習などの場、地域コミュニティの中心となるオープンスペースとして利用を促進する。

■ 取組イメージ
- 活動団体と連携した小中学校グラウンドの活用

f.河川・池の沿岸・敷地の活用

観光名所でもある雲場池をはじめ、河川や池が魅力的な水辺のレクリエーションの場として利活用されるよう、適切な維持管理を行うとともに、親しみやすい施設整備を進める。

■ 取組イメージ
- 雲場池の官民連携による美化、遊歩道の整備及び維持管理
- 精進場川、雲場池、泥川の水辺空間の活用の検討
- かわまちづくり計画作成
- エコツーリズムの推進

g.適切な道路緑化の推進

安全で円滑な道路交通の確保を優先しつつ、緑に囲まれた美しい道路の景観を維持するため、歩道幅員などの道路構造や沿道の都市公園や公共施設の樹木の状況などを考慮し、適切な道路緑化を推進する。

行政と住民の協働による管理の下、既存の街路樹の管理、新たな街路樹の植栽にあたって、まちづくりの方針を踏まえて路線を選別し、メリハリのある管理を進めるなど、計画的で持続可能な管理の進め方を検討する。

■ 取組イメージ
- 街路樹の定期巡回
- アダプトプログラムによる道路の美化・管理を推進
- 街路樹の管理の効率化・重点化の考え方の検討

h.公共施設の緑化

多くの人が快適に利用できる空間を提供するとともに、地域の緑化の模範となるよう、公共施設の緑化を積極的に進める。

■ 取組イメージ
- 学校、官公庁、公民館等の改修に伴う緑化
- 町営駐車場の緑化推進
- 住民が参加するﾜｰｸｼｮｯﾌﾟ型の緑化整備



小さな緑でつながりを補強する

a.民有地の緑化

建築・宅地開発時の緑化指導により、住宅や事業所等の民有地における生垣や庭木等の緑を増やし、緑豊かなまちの景観と快適な歩行者空間を整えていく。

法制度を活用し、住民の主体的な緑のまちづくりのルールづくりを支援する。

■ 取組イメージ
- 「自然保護対策要綱」による指導
- 地区計画制度（都市計画法）、緑地協定制度（都市緑地法）の活用

b.緑の管理を通じた地域コミュニティの活性化

住民、民間の団体等との協働による、都市公園の維持管理（清掃、芝刈り作業等）を進める。

また、季節を彩る花の美しさが住民や観光客に提供されるよう、主要幹線道路等及び公共施設で花いっぱい運動を実施する。

■ 取組イメージ
- 住民と協働による都市公園の維持・管理と魅力化推進（アダプト）
- 花いっぱい運動の実施

（3）商業系市街地ゾーン

緑豊かでにぎわいのある空間を演出する

a.緑や花で彩られた駅前や商業地の魅力向上

駅前広場では、花壇や植栽等の維持管理、改修や整備の検討など、まちの玄関口に相応しい緑の空間としての魅力を向上する。

商業地では、緑と花による街角の緑化や店舗前面の緑化により、地域活性化に資する緑を創出する。



▲店舗全面の植栽

b.商業地の緑の休息場の充実

商業地では、芝生広場、木陰を提供する植樹等により、来訪者の休息できるオープンスペースの整備を図る。整備にあたっては、公共による空間づくりを進めるとともに、商業施設等の民間により創出・管理されている芝生広場等を都市の緑のオープンスペースとして捉え、公園に準ずる公開性や継続性を確保する仕組みについて検討する。

c.中軽井沢駅周辺の緑のネットワークの形成

中軽井沢駅周辺の公共施設や商業施設の緑化、駅と主要な公園（長倉公園、離山公園、湯川ふるさと公園）と結ぶ歩行者空間の整備などにより、歩行者空間の回遊性を高める。

中軽井沢駅周辺のメインストリートにふさわしい緑の空間となるよう、県道豊昇茂沢中軽井沢停車場線の街路樹整備を県に要望するとともに、町道中軽井沢鳥井原線の街路樹の整備を図る。

■ 取組イメージ
- 国道 18 号の歩行者空間の整備（県へ要望）
- 「中軽井沢エリアプラットフォーム」と協働
- 県道豊昇茂沢中軽井沢停車場線の街路樹の整備（県へ要望）
- 町道中軽井沢鳥井原線の街路樹の整備

緑にふれる機会や情報を広める

a.緑のイベントの開催

春の「若葉まつり」や秋の「紅葉まつり」、「軽井沢 WineDays」等の行事や、発地市庭等の施設と連携したイベントを、住民のニーズに応えながら緑に親しむ機会を提供します。地域の活動団体や事業者と協力して開催し、住民のニーズに応えながら、緑に親しむ機会を提供する。

■ 取組イメージ　・「若葉まつり」や「紅葉まつり」、「軽井沢 WineDays」などの季節の緑を楽しむイベントの開催
・発地市庭や中軽井沢駅北口広場を活用したイベントの開催
・エコツーリズムの推進

b.わかりやすい緑の魅力の発信

住民や来訪者が、軽井沢の緑を気軽に楽しめるよう、案内サインや散策マップの表示内容を分かりやすく整備・更新する。また、駅前空間を活用して、若い世代を含む幅広い層に対して緑の魅力を発信する。

■ 取組イメージ　・エコツーリズムの推進

c.自転車を活用したまちづくりの推進

住民や来訪者の移動を円滑にし、街の回遊性を高めるとともに、公園や緑地に触れる機会を創出するため、自転車や E-bike を活用したまちづくりを推進する。

■ 取組イメージ　・駅や駐車場、公園等の公共施設へのシェアサイクルステーションの設置
・エコツーリズムの推進

（4）農村集落ゾーン

健全な里地里山を保全・再生する

a.優良農地の保全

軽井沢の原風景である発地地区、杉瓜地区等の、農用地区域に指定されている農地を中心に保全を進めるとともに、整備に関する調査・研究を進めていく。



▲発地地区の農地

■ 取組イメージ　・軽井沢町農業振興地域整備計画の推進

b.農地の有効活用

農地の貸借の調整・斡旋を行い、農地の有効利用を促進するとともに、耕作放棄地の発生防止を図る。

■ 取組イメージ　・農地バンクを通じた農地の貸借

c.軽井沢発地ホタルの里の保全

湯川、八風山、風越山の樹林地や水辺地、農地を、北部・南部の山岳を結ぶビオトープの軸と位置づけ、生物多様性を育む豊かな里地里山の環境の保全を図る。

都市部と農村の交流を広げる

a.地産地消の推進

拠点施設の「発地市庭」を活用し、農産物直売所や収穫体験などを通じて、町内外からの集客を図る。

■ 取組イメージ　・発地市庭を活用した地域の活性化
・「軽井沢 WineDays」の開催

b.里山レクリエーション環境の充実

自然環境を学びながら歩けるウォーキング・ハイキングコースについて、道標や地図を整備し、健康増進と自然理解の促進につなげる。

遊休農地の貸農園（滞在型含む）への活用を進める。

■ 取組イメージ
- 「発地里山遊々倶楽部」と協力した風越山登山道の整備、適切な維持管理
- 茂沢川や発地川の生態系の保全や自然と触れ合う場としての環境の維持
- 貸農園（滞在型含む）の検討
- エコツーリズムの推進

c.農福連携の推進

農業と福祉が連携することで、農家の担い手確保や生産性向上、障がいのある方の就労機会や収入確保について研究する。

（5）国有林

山岳の樹林地を守りつなぐ

a.自然公園制度の活用

今後も豊かな自然環境を軽井沢の重要な基盤として保全するとともに、自然観察や林業体験の場としての活用を進めていく。

■ 取組イメージ　・「軽井沢 野杜の匠」養成講座の実施
・エコツーリズムの推進

b.協働の森林の管理活動の促進

森林所有者や林業経営体、ボランティア団体、NPO 法人、企業などと連携し、住民や企業の協働による森林の保全・管理活動の支援に取り組む。

■ 取組イメージ　・企業の CSR 活動やボランティア受け入れのための活動場所と担い手の仲介

森林レクリエーション環境を充実する

a.歩くことを楽しむ緑の小道の整備

自然環境を学びながら歩けるウォーキング・ハイキングコースについて、道標や地図を整備し、健康増進や自然理解の促進につなげる。



▲信濃路自然歩道

■ 取組イメージ　・信濃路自然歩道など、自然環境を活かした遊歩道の整備・維持管理
・エコツーリズムの推進

（6）ゾーン共通

ゼロカーボンシティの実現に貢献する

a.地球温暖化対策実行計画の推進

軽井沢町地球温暖化対策実行計画に基づき、森林資源を活用した吸収源対策や廃棄物対策など多様な手法を講じて、地球温暖化対策を推進する。

■ 取組イメージ　・県産木材の利用促進
・学習機会の提供・支援

b.植物性廃棄物のリサイクルの推進

都市公園や道路沿いの樹木の間伐等で発生した木材等のチップ化、落葉や雑草の堆肥化の研究などに取り組む。

■ 取組イメージ　・落ち葉堆肥づくりの研究
・間伐材を利用したベンチなどの製作

c.野生動物との共生と被害防止

全国的に深刻なクマ被害も気候変動が一因とされていることから、NPO 法人との協働、放置された人工林の間伐、住宅地周辺の藪の刈り払いなど、野生動物と人との生活圏の間に手入れされた緩衝帯を整備し、クマやサルなどの野生動物の住宅エリアへの侵入を防ぐ。

安心して緑に親しめる環境を整える

a.こどもも安全に過ごせる公園施設の整備

だれもが利用できる遊び場（インクルーシブな遊び場）の確保、親同士・地域住民との交流機会の創出につながるよう、こどもや子育て世代の意見を聴きながら、こども目線の公園や子育て世代の憩える公園を整備する。

ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、周辺の住民のニーズを把握し、こども、高齢者、障がいのある方などを含めた誰もが利用しやすいよう、公園施設のバリアフリー化を進める。

こどもの遊び場となる公園では、樹木の剪定や除草などにより園内の見通しを確保するとともに、照明施設、防犯カメラ等の必要な施設の充実に努める。

■ 取組イメージ　・様々な人が一緒に遊べるよう設計された遊具（インクルーシブ遊具）の整備
・公園施設のバリアフリー化
・防犯対策の推進

b.公園施設の計画的・戦略的な修繕等の推進

こどもをはじめとした公園利用者の安全・安心を確保するため、「軽井沢町公園施設長寿命化計画」（令和 4 年度～令和 13 年度）に基づき、公園施設の改築等を進める。

ゼロカーボンシティ実現や財政負担軽減に向け、照明施設の LED 化など、省エネ・再エネの活用を進める。

また、公園台帳のデジタル化を進めるとともに、公式 SNS などを活用し、住民から公園の情報を提供していただくことにより、適正な維持管理、迅速な対応を図る。

■ 取組イメージ　・離山公園、矢ケ崎公園のトイレの改築
・都市公園の適正な維持管理
・公園施設の省エネルギー化
・公園管理の DX 推進

c.浅間山ビューポイントの管理

万山望、旧碓氷峠見晴台などの浅間山ビューポイントにおいて、良好な景観を楽しめるよう、ベンチ等の施設整備や周囲の樹林の管理に努める。

■ 取組イメージ　・眺望回復のための支障木剪定・伐採

d.地域の個性を感じる緑化の推進

緑化にあたって、「樹木管理・植栽に関するガイドライン（仮称）」を踏まえ、地域の特色を活かした樹種・品種をできるだけ選択する。



コブシ（軽井沢町追分宿郷土館）▶

緑に関わるきっかけをつくる

a.多様な媒体による緑の情報発信の充実

住民に公園をもっと利用してもらえるよう、町のホームページや SNS で公園に関する情報や写真を掲載し、公園の魅力を発信する。

子育て支援情報として、こどもが参加できる環境学習イベントについて情報を発信する。

■ 取組イメージ　・町の緑と公園に関するホームページを更新

b.緑とふれあう機会の充実

緑のまちづくり活動に参加する人を増やすため、森林、里地里山、都市公園などで、誰もが気軽に参加できる活動機会を充実する。

こどもが自然に触れて自由に遊べる場や、森の手入れや自然観察ができる場など、緑とふれあえる場を整備する。

教育機関と連携して、都市公園、森林、里地里山でのイベントの開催などを通じて、こどもや若い世代が緑について学び、ふれあえる機会を創出する。

c.緑を支える多様な主体との連携

アダプトプログラムを周知し、住民との協働により、公園、河川の清掃や草刈りなどを行う。また、町の緑を見守り、自然環境の保全、普及啓発活動を担う人材を育成する。

■ 取組イメージ　・アダプトプログラムの拡充
・「軽井沢 野杜の匠」の育成

5. 計画の実現に向けて

5－1．計画の推進体制

（1）協働によるまちづくり

計画の実現に向けて、公共施設のみではなく、民間の施設・敷地を含め、緑を保全・活用することが重要です。「軽井沢町まちづくり基本条例」に基づき、町（行政）、住民、事業者がそれぞれ役割を自覚し、互いに協力して、緑あるまちづくりを推進します。

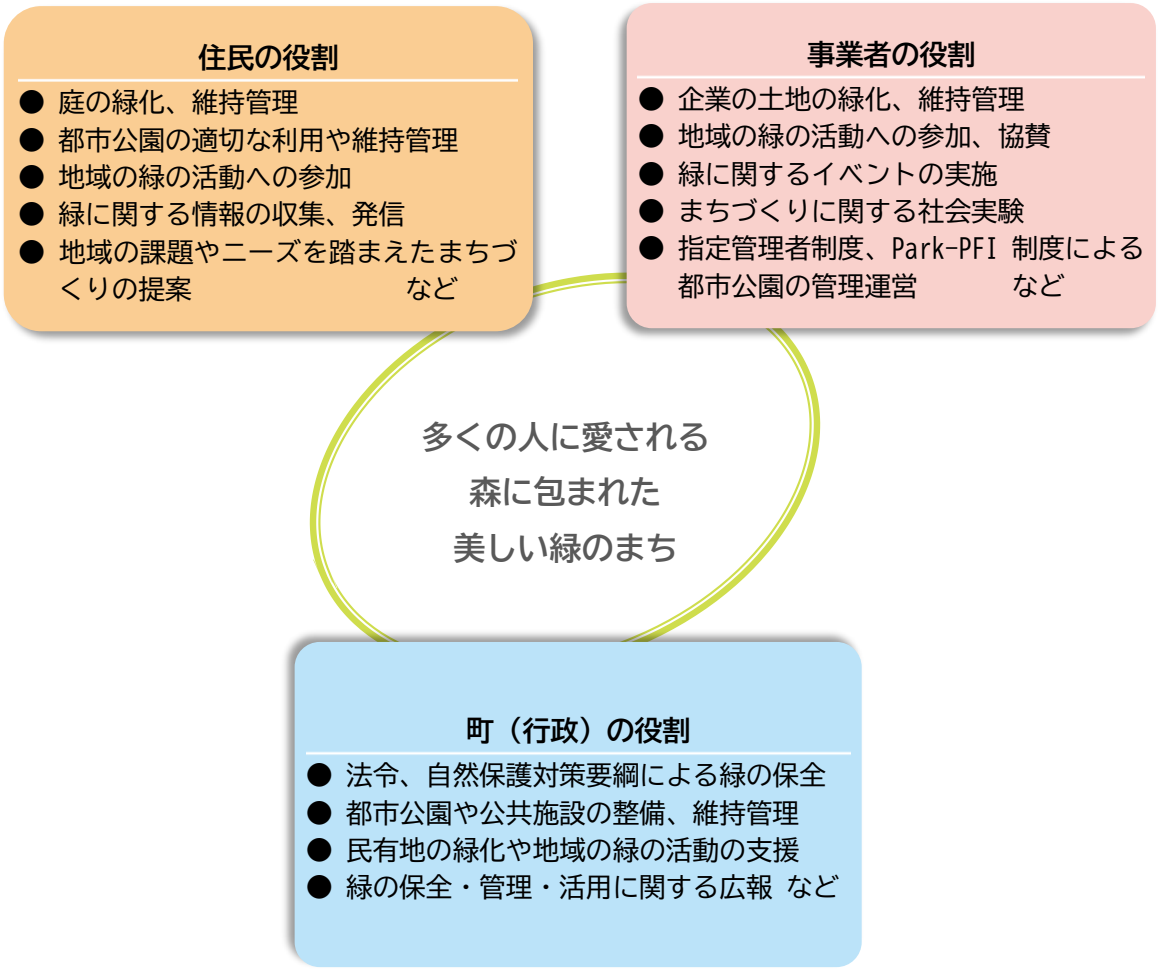

（2）庁内の他部局連携

協働・官民連携で計画を推進するため、施策・取組ごとに庁内の主な部局を設定し、住民、事業者との窓口を明確にします。

各施策・取組を連携させるため、緑の基本計画や各部局の計画の策定・改定の機会などを活用し、関係する部局とコミュニケーションを取ります。

５－２．計画の進行管理



計画は、PDCA サイクルに従って進捗管理を行います。PDCA サイクルとは、「Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）」を繰り返し行うことで、施策などの改善や効率化を図る考え方です。

計画（Plan）に基づく施策を実行し（Do）、緑の目標の達成状況や施策の実施状況と課題を定期的に把握（Check）し、必要に応じて施策を更新（Action）します。

また、進行管理に関する内容は、軽井沢国際親善文化観光都市計画審議会に報告し、審議会からの意見を施策に反映させます。

５－３．計画の見直し

計画策定から概ね 10 年を目途に、目標達達成状況などを踏まえ、計画の見直しを検討します（中間評価）。

計画期間中、社会情勢の変化や関連計画の改定、事業の進捗等、計画と現況との大きな不整合が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

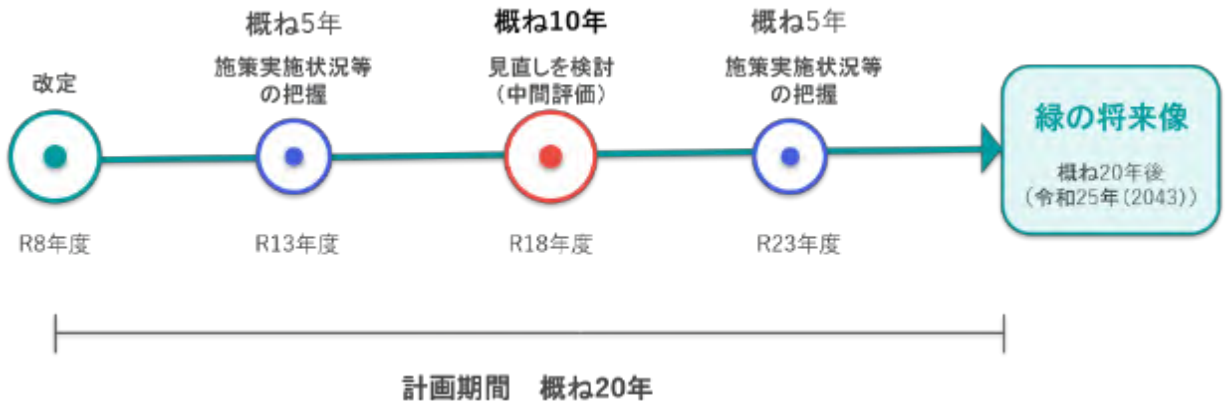

6. 参考資料

6－1．改定の経緯

改定にあたっては、住民等アンケートやパブリックコメント、庁内関係各課との連携を図るための関係課ヒアリングや委員会を実施しました。その経緯を以下に示します。

令和７年度

月日	会議等	主な内容
９月 13 日 ～10 月６日	軽井沢町「緑」に関する 住民、別荘居住者アンケート調査 事業者アンケート調査 中学生アンケート	（調査概要はｐ31～32 を参照）
12 月	関係課ヒアリング（書面）	・現行計画の施策の実施状況の確認・評価
３月 23 日	第 17 回軽井沢国際親善文化観光都市計画審議会	・軽井沢町緑の基本計画の改定について

令和８年度

月日	会議等	主な内容
６月 29 日	第１回緑の基本計画庁内検討委員会	・緑の基本計画の改定について ・今後のスケジュールについて
８月	関係課ヒアリング（書面）	・緑に関連する事業（施策）の今後の展開
９月 24 日	軽井沢町議会（全員協議会）	・計画改定素案について
９月 25 日	第２回緑の基本計画庁内検討委員会	・計画改定素案について
10 月１日 ～10 月 31 日	パブリックコメント	・計画改定素案について
10 月 14 日	第 18 回軽井沢国際親善文化観光都市計画審議会	・計画改定素案について
12 月 00 日	第３回緑の基本計画庁内検討委員会	・パブリックコメントを踏まえた計画改定素案について
12 月 00 日	第 19 回軽井沢国際親善文化観光都市計画審議会	・パブリックコメントを踏まえた計画改定素案について

軽井沢町緑の基本計画庁内検討委員会　委員名簿

所属	職名	備考
総合政策課	課長	委員長
総務課	契約管理係長	
保健福祉課	福祉係長	
住民課	住民係長	
環境課	環境政策係長	
観光経済課	農林振興係長	
地域整備課	景観まちなみ係長 道路河川係長	
上下水道課	水道施設係長	
新庁舎周辺整備課	新庁舎周辺整備室長	
こども教育課	学校教育係長	
生涯学習課	文化振興係長	
軽井沢病院	庶務係長	
農業委員会	事務局長	

６－２国・県・町の上位関連計画の概要

①第６次軽井沢町長期振興計画（令和５年〈2023〉３月）

計画期間	令和５年度（2023）～令和 14 年度（2032）（基本構想） 令和３年度（2021）～令和９年度（2027）（前期計画）
目標と基本的な施策等	１.将来都市像～目指すべき 10 年後のまちの姿～ 「～豊かな自然と共生する～人と自然と文化で築く環境先進都市軽井沢」 ２.将来フレーム～目指すべき 10 年後のまちの人口規模～ 「令和 14 年の目標人口 20,700 人」
緑化等に関する具体方針等	【基本政策２環境に配慮したまちづくり】 2-2 環境負荷低減 ◆風越公園施設・都市施設さわやかハットでの省エネ・再エネの利用 ◆公園・都市施設照明の LED 化 【基本政策 3 快適でにぎわいのあるまちづくり】 3-1 生活環境 ◆公共施設等の緑化の推進 ◆住民との協働による都市公園の維持・管理と魅力化推進 【基本政策 4 誰ひとり取り残さないまちづくり】 4-4 生涯学習 ◆風越公園施設の利用促進等

②軽井沢町都市計画マスタープラン（令和５年〈2023〉３月）

計画期間	令和５年（2023）より令和 25 年（2043）（概ね 20 年）
目標と基本的な施策等	〈将来都市像〉自然・文化・いのちがつながる持続可能なまち：軽井沢 〈将来目標人口〉令和 14 年（2032）年の目標人口 20,700 人
緑化等に関する具体方針等	【公園・緑地の方針】 基本目標：交流が生まれ快適な都市活動を支える緑の適正配置 ●緑の保全とグリーンインフラとしての活用 ・保健休養地としての景観保全に向けた豊かな自然緑地と別荘地の緑地の保全 ・「信州まちなかグリーンインフラ推進計画」に基づく自然資源の有効活用 ・別荘地における緑地保全意識の向上や住民との協働による緑地の維持・保全 ●緑の拠点づくりと体系的な公園整備 ・多様な余暇活動のレクリエーション需要に応える公園づくり ・地域住民のニーズ等を踏まえた公園の統廃合や適正配置 ●水と緑のネットワークづくり ・湯川や泥川等の河川、信濃路自然歩道や小瀬林道などによる「水と緑のネットワーク」づくり

③軽井沢町環境基本計画（令和６年〈2024〉３月）

計画期間	令和６年度（2024）～令和 15 年度（2033）
目標と基本的な施策等	＜望ましい環境像＞ 森・水・空気と美しい景観を未来に引き継ぐ地域の力 ＜達成度をはかる指標（2027 年目標値＞ 都市計画区域内の森林面積 100.0% グリーンインフラ導入件数２件等
緑化等に関する具体方針等	●森林・樹木の保全と管理 ・森林整備計画等に基づく森林整備の推進 ・「樹木管理・植栽に関するガイドライン(仮称)」の制定 ・開発事業等での緑化の指導 ●緑化の推進 ・開発事業等における緑化の指導 ・公共施設等の緑化の推進等

④浅間山麓景観育成重点地域景観計画（県）

計画期間	-
目標と基本的な施策等	＜景観育成の方針＞ ●都市地域（用途地域） まち並みとしての連続性を確保しつつ良好な都市景観を育成 ●沿道地域（一般国道、主要地方道沿い） 浅間山や佐久平への眺望の維持と、山麓部の自然景観との調和 ●山地・高原地域 山麓の自然資源を活用したリゾート施設等を適正に整備
緑化等に関する具体方針等	・建築物・工作物の敷地の緑化 ・土地の形質の変更後の緑化等

⑤軽井沢町国土強靭化地域計画（令和３年〈2021〉３月）

計画期間	令和３年度（2021）～
目標と基本的な施策等	＜総合目標＞多くの災害から学び、命を守る地域づくり ＜重要業績指標（KPI）＞ 西ノ河原川整備累計延長 1,000m（R４）等
緑化等に関する具体方針等	森林環境整備事業(森林経営管理意向調査委託他) 公園施設維持管理事業(離山公園落石防護柵設置工事)等

⑥軽井沢町地域防災計画

計画期間	－
目標と基本的な施策等	＜基本方針＞周到かつ十分な災害予防/迅速かつ円滑な災害応急対策/適切かつ速やかな災害復旧・復興/県及び関係機関等との連携
緑化等に関する具体方針等	●避難場所の確保 ・都市公園、公民館、学校等の公共的施設の緊急避難場所・避難所の指定 ・都市公園等について火災の輻射熱に対して安全な空間とする ●自主防災組織の活動環境の整備及び組織の活性化 ・公園、広場等を防災活動の拠点として整備 ●防災まちづくり ・公園、広場等のオープンスペースの確保等

⑦軽井沢町公共施設等総合管理計画（令和５年〈2023〉３月）

計画期間	平成 29 年度（2017）から令和 38 年度（2056）まで
目標と基本的な施策等	公共施設の保有量の目標： 延床面積を今後 40 年間（令和 38 年度〈2056〉まで）４％以上削減
緑化等に関する具体方針等	＜公園（15 施設）＞ ・軽井沢町公園施設長寿命化計画に基づく予防保全型の計画的な維持管理 ・地域住民や団体等との協働による維持管理（清掃、芝刈り作業等） ＜準用河川（５河川）＞ ・定期的なパトロール、自然災害の発生、住民通報、修繕等 ・整備計画等に基づく計画的な整備

⑧佐久圏域都市計画区域マスタープラン（県）（令和５年〈2023〉５月）

計画期間	都市計画の基本的な方向 ： 令和 22 年（2040） 都市施設などの整備目標 ： 令和 12 年（2030）（中間年 令和７年〈2025〉）
目標と基本的な施策等	<地域毎の市街地像> 都市拠点…軽井沢駅周辺 地域拠点…中軽井沢駅周辺、信濃追分駅周辺
緑化等に関する具体方針等	都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針 離山公園をはじめとした都市公園、湯川緑地などの都市緑地、八風山から風越山に続く樹林地などを保全・整備する。これら緑地の連携軸を設定するなど各空間の特色を活かした相互連携を図る。 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 都市公園等の施設として整備する緑地の目標水準 【都市計画区域内人口一人あたり面積】 令和４年（2022）３月末：61.93 ㎡／人 目標：令和４年（2022）３月末と同程度（長野県都市公園条例の標準は 10 ㎡／人以上）

⑨信州まちなかグリーンインフラ推進計画（県）（令和３年〈2021〉４月）

計画期間	第Ⅰ期スケジュール：2021 年度から 2025 年度まで
目標と基本的な施策等	<目標１グリーンインフラの浸透> 緑の基本計画等にグリーンインフラを位置付ける <目標２グリーンインフラの普及> まちなかにおけるグリーンインフラの導入事例を 10 件（１圏域につき１件）以上つくる
緑化等に関する具体方針等	テーマ１：道路空間を活用した沿道地域の活性化 テーマ２：既存インフラに付与するみどりの都市防災 テーマ３：建物･敷地内緑化による魅力的なまちなか景観の醸成 テーマ４：駐車場や空き地の再編による都市空間の有効利用

⑩軽井沢町農業振興地域整備計画（令和４年〈2022〉３月）

計画期間	－
目標と基本的な施策等	＜土地利用の構想＞南西部の比較的平坦な生産性の高い農地を維持し、農道、生活環境等の整備を行い、観光と農業の調和をはかる。
緑化等に関する具体方針等	農用地等の保全計画 ・農業上の利用の増進を図る農地については、流動化、利用集積を促進 生活環境施設の整備計画 ・農村広場等の施設の整備

⑪軽井沢町教育大綱（令和６年〈2024〉３月）

計画期間	令和５年（2023）～令和９年（2027）
目標と基本的な施策等	（１）住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまち （２）自ら未来を切り拓いていく創造性豊かな子どもたちを育むまち （３）生涯にわたって学びとスポーツに親しみ心豊かに暮らせるまち （４）歴史・文化を次代に繋ぎ、文化・芸術を発展させ発信するまち
緑化等に関する具体方針等	＜目標指標＞ ・風越公園施設の利用者数の増加 ・指定文化財・登録文化財登録数の増加　等

⑫軽井沢町子ども・子育て支援事業計画（令和７年〈2025〉３月）

計画期間	令和７年度（2025）～ 令和 11 年度（2029）
目標と基本的な施策等	基本方針：大地に根をはり健やかに育つ軽井沢の子どもたち
緑化等に関する具体方針等	●子どもの遊び場の充実 都市公園を含めた公園の充実に努めるとともに、軽井沢町の特色を損なうことなく、子どもたちが自由に遊ぶことのできる公園整備の在り方について、検討していきます。 また、公園内の遊具については、事故防止のため、点検を強化し、改善や更新を行います。子どもが公園で、安心して遊ぶことのできる環境の整備にも取り組んでいきます。 運動公園を含む公園で子どもたちが安心して遊び、活動できるように、地域住民の協力を得ながら、公園の見守り、地域での維持管理の仕組みを充実します。 ●子どもの健全育成の推進 自然の中での体験活動、生活体験活動、伝統文化の継承活動、様々なボランティア活動など、体験学習の機会を提供します。

6－3．緑地一覧

表　緑地現況内訳表

種別	名称	用途地域内(1)	用途地域外(2)	都市計画区域 (3)=(1)+(2)	都市計画区域外 (4)	行政区域 (3)+(4)
施設緑地						
街区公園	諏訪の森公園	0.30		0.30		0.30
街区公園	雲場公園	0.16		0.16		0.16
街区公園	狩野公園	0.24		0.24		0.24
街区公園	追分公園	0.58		0.58		0.58
街区公園	北野沢原公園	0.18		0.18		0.18
街区公園	西野沢原公園	0.13		0.13		0.13
街区公園	借宿公園	0.25		0.25		0.25
街区公園	追分中央公園	0.19		0.19		0.19
街区公園	長倉北公園	0.23		0.23		0.23
街区公園	愛宕山公園	0.00		0.00		0.00
街区公園	南原公園	0.00		0.00		0.00
街区公園	浅間ふれあい公園	1.10		1.10		1.10
近隣公園	長倉公園	1.20		1.20		1.20
近隣公園	南ヶ丘公園	0.00		0.00		0.00
地区公園	矢ケ崎公園	4.60		4.60		4.60
総合公園	風越公園	15.49		15.49		15.49
総合公園	南軽井沢公園	0.00		0.00		0.00
運動公園	雨宮公園	0.00		0.00		0.00
風致公園	離山公園	99.40		99.40		99.40
都市緑地	湯川ふるさと公園	6.00		6.00		6.00
都市公園計		130.05	0.00	130.05	0.00	130.05
公共施設緑地	大日向運動場	1.30		1.30		1.30
公共施設緑地	第２運動場（追分）	0.70		0.70		0.70
公共施設緑地	軽井沢中学校校庭	1.50		1.50		1.50
公共施設緑地	軽井沢東部小学校校庭	1.80		1.80		1.80
公共施設緑地	軽井沢中部小学校校庭	1.40		1.40		1.40
公共施設緑地	軽井沢西部小学校校庭	1.60		1.60		1.60
公共施設緑地	塩沢児童遊園	0.03		0.03		0.03
公共施設緑地	離山児童遊園	0.02		0.02		0.02
公共施設緑地	古宿児童遊園	0.05		0.05		0.05
公共施設緑地	大日向児童遊園	0.11		0.11		0.11
公共施設緑地	三ツ石児童遊園	0.29		0.29		0.29
公共施設緑地	鳥井原児童遊園	0.25		0.25		0.25
公共施設緑地	馬取児童遊園		0.18	0.18		0.18
公共施設緑地	上発地児童遊園		0.10	0.10		0.10
公共施設緑地	茂沢児童遊園		0.07	0.07		0.07
公共施設緑地	浅間台児童遊園	0.06		0.06		0.06
公共施設緑地	風越児童遊園		0.01	0.01		0.01
公共施設緑地	つくしケ丘児童遊園	0.04		0.04		0.04

種別		名称	用途地域内(1)	用途地域外(2)	都市計画区域 (3)=(1)+(2)	都市計画区域外 (4)	行政区域 (3)+(4)
	公共施設緑地	杉瓜児童遊園		0.09	0.09		0.09
	公共施設緑地	借宿北児童遊園	0.04		0.04		0.04
	公共施設緑地	借宿南児童遊園	0.41		0.41		0.41
	公共施設緑地	千ケ滝西区児童遊園		0.11	0.11		0.11
	公共施設緑地計		9.60	0.56	10.16	0.00	10.16
	民間施設緑地	社寺境内地、墓地その他これらに類するもの	12.5	1.5	14		14
	民間施設緑地	遊園地、私設公園、私設分区園その他これらに類する民営施設	682.4	220.7	903.1		903.1
	民間施設緑地	共同住宅緑地、工場緑地その他これらに類する施設	1.1	0	1.1		1.1
	民間施設緑地計		696	222.2	918.2	0	918.2
	施設緑地計		835.65	222.76	1,058.41	0	1,058.41
地域制緑地							
	風致地区	熊沢風致地区	29		29		29
	風致地区	湯川風致地区	39.7		39.7		39.7
	風致地区	離山風致地区	46.5		46.5		46.5
	風致地区	雲場川風致地区	68.7		68.7		68.7
	自然公園	上信越高原国立公園	766.1		766.1	7409.9	8,176
	自然公園	妙義荒船佐久高原国定公園		11.2	11.2	141.8	153
	農業振興地域内の農地			432	432		432
	水面（河川、湖沼等）		55.90	24.30	80.20	5.80	86.00
	保安林		217.2	338.4	555.61		555.6
	地域森林計画対象民有林		1572.1	1316.4	2888.43		2888.4
	地域制緑地間の重複		861.7	348.2	1,209.9	75.6	1,285.5
	地域制緑地計		1,933.5	1,774.1	3,707.6	7,481.9	11,189.5
施設・地域制緑地間の重複			117.6	0.0	117.6		117.6
緑地総計			2,651.6	1,996.8	4,648.4	7,481.9	12,130.3

資料：　都市公園、水面、風致地区 → 令和７年度都市計画基礎調査

民間施設緑地 → 令和２年度都市計画基礎調査

公共施設緑地、自然公園 → 町提供

農業振興地域農用地区域 → 軽井沢町農業振興地域整備計画

保安林、地域森林計画対象民有林 → 令和６年度版　長野県民有林の現況